

令和7年12月天栄村議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月2日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	4
定期監査、財政援助団体等に関する監査及び例月出納検査の結果	4
陳情の付託	4
村長行政報告	4
一般質問	13
服部 晃	13
馬場 吉信	40
石塚 喜吉	49
延会の宣告	55

第 2 号 (12月3日)

議事日程	57
本日の会議に付した事件	57
出席議員	58
欠席議員	58
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	58
職務のため出席した者の職氏名	58
開議の宣告	59
議事日程の報告	59
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	59

議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	62
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	64
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	65
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	67
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	69
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	70
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	72
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	74
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	76
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	78
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	80
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	81
議案第15号の上程、説明、質疑	83
延会の宣告	87

第 3 号 (12月4日)

議事日程	89
本日の会議に付した事件	89
出席議員	89
欠席議員	89
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	90
職務のため出席した者の職氏名	90
開議の宣告	91
議事日程の報告	91
議案第15号の質疑、討論、採決	91
議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	92
議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	101
議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	102
議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	104
議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	105
議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	106
陳情審査報告	108

各委員会閉会中の継続審査申出	1 1 3
日程の追加	1 1 5
発議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 6
発議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 7
発議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 8
招集者あいさつ	1 2 0
閉会の宣告	1 2 0

1 2 月 定 例 村 議 会

(第 1 号)

令和7年12月天栄村議会定例会

議事日程（第1号）

令和7年12月2日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 定期監査、財政援助団体等に関する監査及び例月出納検査の結果
- 日程第 5 陳情の付託
- 日程第 6 村長行政報告
- 日程第 7 一般質問
- 日程第 8 議案第1号 天栄村税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第2号 諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第3号 天栄村県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第4号 天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第5号 天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第6号 天栄村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第7号 天栄村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第8号 天栄村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（7名）

1番 齋藤 寿 昭

2番 石 塚 喜 吉

4番	馬場吉信	6番	服部晃
7番	小山克彦	9番	円谷要
10番	大須賀溪仁		
欠席議員（2名）			
3番	吉成邦市	5番	大浦トキ子

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	添田勝幸	副村長	揚妻浩之
教育長	長場壮夫	参事兼 総務課長	小山富美夫
企画政策課長	森和昭	税務課長	塚目弘昭
住民課長	星裕治	健康福祉課長	芳賀信弘
産業課長	大木伸一	建設課長	関根文則
参事兼 会計管理者	熊田典子	湯本支所長	星淳
教育課長	小山泰明	生涯学習課長	櫻井幸治

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	黒澤伸一	書記	石井貴也
書記	小山ちえみ		

◎開会の宣告

○議長（大須賀溪仁） おはようございます。

本日は、公私ともにご多忙のところ、令和7年12月天栄村議会定例会にご参集をいただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は7名であります。

よって、定足数に達しておりますので、令和7年12月天栄村議会定例会は成立いたしました。

3番、吉成議員及び5番、大浦議員より、病氣加療のため欠席の届出がありました。

ただいまから令和7年12月天栄村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（大須賀溪仁） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告を申し上げます。

本定例会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大須賀溪仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

4番 馬 場 吉 信 議員

6番 服 部 晃 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（大須賀溪仁） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、服部議員。

[議会運営委員会委員長 服部 晃 登壇]

○議会運営委員会委員長（服部 晃） おはようございます。

本定例会についての会期の報告を申し上げます。

去る11月25日午後1時30分より議会運営委員会を開催いたし、令和7年12月定例村議会定例会の会期について審議いたしました結果、本定例会の会期は12月2日より8日までの7日間と決定を見ましたので、議長よりお諮り願います。

議会運営委員会委員長、服部晃。

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長、服部議員から報告がありましたとおり、本日より12月8日までの7日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月8日までの7日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（大須賀溪仁） 日程第3、諸般の報告について。

閉会中の議会庶務報告については、皆さんのお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了承願います。

◎定期監査、財政援助団体等に関する監査及び例月出納検査の結果

○議長（大須賀溪仁） 日程第4、定期監査、財政援助団体等に関する監査及び例月出納検査の結果について、これらについても皆さんのお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了承願います。

◎陳情の付託

○議長（大須賀溪仁） 日程第5、陳情の付託について。

本日までに受理した陳情は4件で、皆さんのお手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

なお、これらにつきましては、所管の総務常任委員会並びに産業建設常任委員会に付託しましたので、ご報告します。

◎村長行政報告

○議長（大須賀溪仁） 日程第6、村長行政報告。

村長より令和7年12月定例会における行政報告の申出がありました。これを許します。
村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） おはようございます。

本日ここに、令和7年12月天栄村議会定例会が招集となりましたところ、議員の皆様方には、公私ともにお忙しい中、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本定例会におきましては、議案21件を提案し、ご審議いただくわけではありますが、議案の説明に先立ち、9月定例会以降の行政運営の状況につきましてご報告申し上げます。

全国町村長大会が11月19日に開催され、当面する政策課題に対する取組について、次の大会決議が決定されました。

我々町村長は、国と地方の信頼関係の下、自主的・自律的な様々な施策を展開していかねばならない。よって、国は特に次の事項を実現されるよう、本大会の総意をもって強く求める。

食料・エネルギー安全保障に対する国民の意識の醸成を図るとともに、自給率向上に向けた施策を強化すること。

農業の持続的な発展と農村の振興を図ること。

森林・林業の再生と水産業の振興を通じた山村・漁村の活性化を図ること。

地域資源を生かした産業振興を強化すること。

人口減少に歯止めをかけ、少子化対策をさらに強化するとともに地方創生を推進すること。

都市と農山漁村の共創社会を実現すること。

東日本大震災、令和6年能登半島地震及び豪雨災害等からの復旧・復興の加速と、全国的な防災・減災対策、国土強靱化を推進すること。

減税による地方の減収に対する代替財源を含め、町村にとって最重要課題である地方交付税等の一般財源総額を確保すること。

実効ある経済対策による地域経済の再生を図ること。

地方分権改革を推進すること。

町村のデジタル化施策への支援を強化すること。

医療・介護・福祉の提供体制を堅持すること。

地域からの脱炭素化を推進すること。

参議院の合区を早急に解消すること。

領土・外交問題・国民の安全保障に毅然とした姿勢で臨むこと。

また、食料及びエネルギー自給率の向上対策と農山漁村地域の振興を求める特別決議も決定されました。

次に、総務関係につきましては、第3回駐在員会議を11月25日に開催いたしました。1年間の行政運営に対するご協力に感謝を申し上げるとともに、行政区からの要望事項への回答、来年に向けた取組の周知と協力を依頼いたしました。

次に、消防防災関係につきましては、9月28日に須賀川消防署長沼分署及び湯本分遣所にご協力をいただき、村消防団放水訓練を実施いたしました。また、秋季検閲式を10月19日に村総合農村運動広場において開催し、通常点検、機械器具点検のほか分列行進を行い、近年多発する自然災害や火災に対する意識高揚、消防防災体制の強化が図られました。

次に、村過疎地域持続的発展計画の計画期間が本年度末をもって終了します。来年度以降も引き続き国の支援を受けるため、次期計画の策定作業を進めております。これまで10月以降、過疎計画審議会を2回開催し、委員の皆様から地域の課題や計画案に対するご意見をいただいたところであり、今後、それらを計画へ反映させた上で県と協議した後、令和8年3月の村議会定例会において本計画をお諮りする予定であります。

次に、スクールバス機能を併せ持った湯本地区オンデマンド交通実証運行につきましては、主に湯本地区に住む高齢者の移動を支援し利便性を向上させるための取り組みとして、10月より運行を開始いたしました。現在、利用登録者が21名であり、利用実績は7名、14回で、徐々に利用が増えてきている状況にあります。

主な利用目的は、湯本診療所への利用が多く、次いで役場湯本支所や農協などへの利用となっています。今後も利用増に向け周知に努めてまいります。

次に、10月26日に東京グリーンパレスにおいて議員の皆様方にご臨席いただき、第45回関東天栄ふるさと会総会が開催されました。旧岩瀬村出身の落語家の桂幸丸師匠による特別講演や、本村出身の演歌歌手、星祐子さんの歌披露、お楽しみ抽せん会など大いに盛り上がりを見せ、会員の皆さんとの交流を深めました。

次に、ふるさと納税につきましては、多くの皆様の寄附により、令和7年10月末現在、寄附総額が1億1,000万円を超えております。引き続きふるさと納税制度を活用し、地域の優れた特産品を全国にPRするとともに、自主財源の確保に努め、少子高齢化対策や教育・福祉の充実、地場産業の振興など魅力ある村づくりを進めてまいります。

次に、移住定住につきましては、東京都内において9月20日、21日に開催されたふるさと回帰フェア並びに11月8日に開催された福島くらし&しごとフェアにおいて、移住希望者の方々へ村での暮らしや移住支援制度をPRいたしました。

また、小規模住宅団地につきましては1区画が契約の締結が完了しており、土地の引渡しに向けた手続を進めております。また、2区画に購入申込みがあり、契約の締結に向けて手続を進めております。残る2区画につきましては、引き続き分譲に向けた周知活動に取り組んでまいります。

次に、結婚支援事業につきましては、11月3日にブリティッシュヒルズにおいて、ふくしま結婚・子育て支援センターと合同で出会い交流イベントを開催いたしました。県内より男女28名が参加し、1対1のトークやスコーンクッキングを楽しみながら交流を深めました。

次に、福祉関係につきましては、9月13日に村敬老会を開催し長寿をお祝いいたしました。本年は対象となる75歳以上の方、約150名が参加され、式典終了後のアトラクションでは、物まねショーと歌謡ショーを鑑賞し、楽しい時間を過ごしていただきました。また、11月8日には、本村と鏡石町の合同で設置している認知症初期集中支援チームにおいて、認知症をテーマとした映画上映会および講演会・相談会を開催し、認知症への理解を深めました。

次に、子育て支援につきましては、9月25日に子どもたちの健やかな成長を願いながら、第1子3組、第2子4組、第3子1組、第4子1組のご家庭に子宝祝金を贈呈いたしました。また、保育所を利用せず、ご家庭で子育てをしている保護者36名に対して、すくすく家庭保育応援金を9月25日に支給いたしました。

次に、天栄保育所の移転整備につきましては、10月27日に天栄保育所屋外整備工事の請負契約締結について臨時議会において可決いただき、着手いたしました。また、移転整備に伴う他の工事等についても完成に向け進めております。

次に、村民の健康づくり関係につきましては、10月26日に健康福祉まつりを屋内スポーツ運動場において開催し、血管年齢やストレス測定などのヘルスチェック、減塩食の体験などを行い、健康増進及び自殺予防対策を図るとともに、生活習慣を見詰め直す機会としていただきました。

また、遊具の設置やおもちゃの工作体験なども実施し、訪れた子どもたちは楽しい時間を過ごしていました。

また、地域自主サロンの開催に併せ、村食生活改善推進委員会の方々に「バランス食でフレイル予防」をテーマとした講話やお弁当の配付を実施していただいております。健康づくりにも取り組んでおります。

次に、感染症予防につきましては、インフルエンザ予防接種について、65歳以上および60から64歳で障害者手帳1級程度の障がい有する方の接種費用を全額公費負担とし、妊婦及び1歳から18歳の方には接種費用の一部助成を行うほか、新型コロナ予防接種につきましても、65歳以上および60から64歳で障害者手帳1級程度の障がい有する方に接種費用の一部助成を行っており、感染時の重症化予防のため、接種する方の費用負担軽減を図っております。

次に、犯罪や非行の防止と更生についての理解を深める社会を明るくする運動事業では、普及啓発の一環として、小・中学生に作文や標語等の作品を募集するコンテストを実施し、94作品の応募がありました。10月6日には、各学校の1次審査を通過した作品から優秀作品

を決定する審査会を行い、18点の作品を選定いたしました。

また、マイナンバーカードの普及推進のため、10月26日の村文化祭に合わせて、マイナンバーカードの交付申請や受け取り等に対する休日窓口を開設いたしました。今後もマイナンバーカードの普及推進に努めてまいります。

同日には村体育館において人権アンケート及び啓発資材の配布を行い、人権擁護の普及啓発に努めました。

次に、税務関係につきましては、11月27日に福島県不動産鑑定士協会所属の不動産鑑定士による不動産に関する無料相談会を開催し、不動産に関する個別相談に応じました。収税業務につきましては、10月の国民健康保険資格確認書の交付にあわせ、滞納者世帯に対する納税相談を実施いたしました。また、滞納者世帯に対し、年末にかけ全職員体制で臨戸訪問徴収を行い、滞納額の圧縮及び収納率の向上に努めております。

次に、国土調査事業につきましては、湯本第31地区の一筆地測量が完了し、仮閲覧の準備を進めており、湯本第32地区は長狭物調査および一筆地調査が終了し、凶根三角点等の設置作業をしております。

次に、農業関係につきましては、農林水産省が発表した9月25日現在の福島県における米の作況単収指数は101となり、令和7年産米のJAの買い取り価格の概算金は、コシヒカリ1等米60キログラムで3万円と、前年より大幅な価格上昇となっておりますが、引き続き市場における米価の動向を注視してまいります。

9月17日に、グリーンカーボン株式会社と農業分野におけるJークレジット活用促進に向けた包括連携協定書を締結いたしました。水稻栽培における中干し期間の延長の取り組みにより、水田から発生するメタンガスの抑制や水稻生産者の収入向上につながることを期待されます。

11月3日に、村健康保健センターにおいて第18回天栄米食味コンクールを開催いたしました。村内生産者より出品された107点の中から7名の方が金賞を受賞され、審査員である米食味鑑定士の皆様から、本村で生産される米の品質に高い評価をいただきました。

11月16日に、須賀川市民交流センター t e t t e において、米・食味分析鑑定コンクール国際大会 i n 須賀川岩瀬のプレ大会である「福島県うまい米決定戦」が開催されました。出品総数297点の中からノミネートされた20名により官能審査が行われ、天栄村から4名の方が金賞を受賞いたしました。

次に、林業関係につきましては、ふくしま森林再生事業において、牧之内字五本木地区内の約6ヘクタールの森林整備を令和8年3月中の完了に向け進めております。

鳥獣被害防止対策につきましては、11月16日に須賀川市民交流センター t e t t e において、須賀川・鏡石・天栄ツキノワグマ出没に関する相互応援協定調印式が開催されました。

各市町村において、鳥獣被害対策実施隊の高齢化や担い手不足による減少が課題となっていることから、クマ出没時における捕獲従事者を確保するため、3市町村が協力体制を構築し、より一層の住民の安全確保と被害防止対策を図ってまいります。

11月27日に、山村開発センターにおいて、農林水産省農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーを講師に招き、鳥獣被害対策実施隊と有害鳥獣捕獲協力員を対象に、わな設置講習会を開催し、捕獲技術の向上に努めました。

次に、商工観光関係につきましては、秋の行楽シーズン前の10月2日に、関係機関など76名にご協力をいただき、羽鳥湖周辺の環境美化作業を実施いたしました。

10月5日に、村制施行70周年記念事業として、てんえい商工祭が役場駐車場において賑やかに開催されました。多くの方々が来場し、様々な催しや打ち上げ花火を楽しまれ、夜まで賑わいを見せておりました。

10月25日に、羽鳥湖高原健康ウオークを開催し、約700名の参加者に紅葉の羽鳥湖高原でのウオークを楽しんでいただきました。

10月27日に、磐梯熱海温泉で開催された福島県台湾観光商談会へ村観光協会の方々と参加し、インバウンド誘客促進に向け、台湾観光事業者8社と商談を行いました。また、11月11日に東京都内で開催された福島観光商談会へ参加し、教育旅行を含めた村への観光誘客に向けた観光資源や特産品をPRいたしました。

次に、災害の拡大防止を目的とした緊急自然災害防止対策事業の関場地区および飯豊地区水路改修工事並びに児渡安養寺線落石対策（2工区工事）を10月に着手いたしました。

また、水道事業については、石綿セメント管更新事業の飯豊地内および高林地内管路舗装復旧工事を11月に着手いたしました。

次に、学校教育につきましては、災害時の避難所となる広戸小学校、大里小学校および天栄中学校の体育館に空調設備を設置いたしました。また、天栄中学校体育館の照明のLED化やWi-Fiの整備を行い、学習環境の一層の充実を図りました。

9月9日、10日の2日間にわたり、天栄中学校において、昨年に引き続き、ふるさと夢未来応援事業として、2年生を対象に表現力育成ワークショップを実施いたしました。生徒たちは村出身の俳優・和田聰宏さんら講師陣の指導により、演劇を通して表現の大切さや楽しさを学び、豊かな発想と可能性を感じさせる実り多い2日間となりました。

また、10月21日、22日の2日間にわたり、大里小学校において和田聰宏さんらを講師に迎え、5、6年生を対象に殺陣の基本動作や表現方法の指導を行っていただきました。「大里城物語」をより魅力的な作品にするための助言を得て、児童からは「演劇の工夫を知ることができた」といった声が上がりました。

10月11日には広戸小学校において、11月15日には大里小学校において、それぞれ創立150

周年記念式典が挙行されました。150年にわたる歴史を振り返るとともに、未来に向けて気持ちを新たにすする一日となりました。

また、式典と併せ、広戸小学校では「広戸小夢フェスタ」が、大里小学校では「大里城物語」の演劇や「丹波たて山わらし太鼓」の演奏が行われ、児童たちが日ごろの学習成果を発表しました。

11月21日には、子ども議会を開催いたしました。村の施策や村づくりへの関心を高めることを目的に、10名の子ども議員が小中学生ならではの視点から質問や提案を行い、議会や政治の仕組みを体験的に学習する非常に有意義な時間となりました。

11月27日から1泊2日で、天栄中学校2年生を対象に、ブリティッシュヒルズにおいて異文化体験を実施しました。英語レッスンやテーブルマナー講座など、英国の雰囲気の中、宿泊ならではのプログラムを通して歴史や文化の違いを体感する貴重な経験となりました。

次に、天栄幼稚園において9月27日に運動会が開催されました。秋晴れの青空とたくさんの応援のもと、練習の成果を表現することができました。

10月17日には、湯本幼稚園で郡山石筵ふれあい牧場へ、11月7日には天栄幼稚園で宇都宮動物園へ親子バス旅行を実施しました。当日は天候にも恵まれ、親子で楽しい時間を過ごすことができました。

次に、子どもたちの活躍につきましては、天栄中学校テニス部が、9月27・28日に郡山市庭球場において開催された福島県中学生新人テニス選手権大会に出場し、男子団体で念願の初優勝を果たし、男子個人ダブルスでも準優勝となり、団体・個人共に東北大会出場を決めました。11月7日・8日に同会場で開催された東北中学生新人テニス選手権大会では、男子個人ダブルスが準優勝するなど、素晴らしい成績を収めました。

次に、生涯学習関係につきましては、9月12日および16日に、幼稚園児と小学校低・中学年を対象に家庭劇場を開催いたしました。この事業は、子どもたちが幼少期から本物の演劇に触れることにより感受性や想像力を高めることを目的として開催しており、子どもたちはプロの迫力ある演技に目を輝かせながら真剣に鑑賞していました。

10月25日、26日には、村制施行70周年記念事業・第61回天栄村文化祭を開催いたしました。会場となった村体育館には、保育所や幼稚園、小・中学校の子どもたちの書写や図画などのほか、各団体や一般の方からの作品が数多く展示されました。26日のステージ発表では、天栄幼稚園、広戸・大里・牧本小学校の全児童による合唱や合奏、天栄中学校吹奏楽部の演奏のほか、各団体による踊りやダンス、天栄山黄金太鼓保存会の演奏に加えて、お笑いライブや大道芸バルーンショーなどを披露し、来場者の笑顔であふれた文化祭となりました。

次に、生涯スポーツ関係につきましては、9月14日に市町村対抗福島県軟式野球大会の1回戦が行われ、本村チームは三島町チームを相手に序盤先制を許すも、粘り強いプレーで追

いつき、延長タイブレークの末、7対5で勝利し、3年ぶりに初戦突破いたしました。9月23日に行われた2回戦は、川俣町チームを相手に惜しくも敗れてしまいましたが、2試合ともチームが一丸となり全力でプレーする姿が逞しく、応援に力が入る素晴らしい試合でありました。

10月25日には、村総合農村運動広場において第29回生涯スポーツフェスティバルを開催いたしました。体力測定やモルック体験、剣道体験などのほか、元オリンピック陸上選手の千葉麻美さんを講師に迎え、小・中学生を対象としたランニング教室も行い、訪れた多くの参加者がスポーツに親しんでいただく機会となりました。

11月16日には、第37回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会が開催されました。本村選手団は、高校生を中心に中学生から社会人まで幅広い年代の選手で臨み、第9区においては村の部区間賞を獲得するなど一人ひとりが力を出し切るとともに、チームが一丸となって走り切り、総合成績30位、村の部で5位と健闘いたしました。議会議員の皆様におかれましては、早朝より沿道での応援をいただき、ありがとうございました。

次に、湯本公民館事業につきましては、9月19日に第51回湯本地区職域親善バレーボール大会を開催いたしました。湯本地区の事業所などから7チームに参加いただき、楽しい雰囲気の中、事業所間の相互交流を図りました。

11月1日には、第50回湯本地区文化祭を開催いたしました。湯本幼稚園、湯本小学校の子どもたちによるステージ発表のほか、作品の展示や農林水産物即売会を開催し、笑顔であふれた文化祭となりました。

続きまして、本定例会に提案いたしました議案21件の大要についてご説明申し上げます。

議案第1号 天栄村税条例の一部を改正する条例の制定、議案第2号 諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定及び議案第3号 天栄村県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、督促手数料等について廃止するため、所要の改正を行うものであります。

議案第4号 天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定、議案第5号 天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定及び議案第6号 天栄村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第7号 天栄村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定及び議案第8号 天栄村介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、督促手数料の廃止のため、所要の改正を行うものであります。

議案第9号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する

条例の制定、議案第10号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定及び議案第12号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、福島県人事委員会勧告に準拠し、給与制度の改定等のため、所要の改正を行うものであります。

議案第13号 財産の取得に関し議決を求めることにつきましては、小型動力ポンプ付積載車を購入する契約について、契約を締結するにあたり、地方自治法などの規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第14号 湯本デイサービスセンターの指定管理者の指定及び議案第15号 天栄村農林水産物直売施設の指定管理者の指定につきましては、令和8年3月をもって指定期間が満了となることから、新たな指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

議案第16号 令和7年度天栄村一般会計補正予算につきましては、歳入においては、須賀川地方保健環境組合分担金や物価高騰対応重点支援交付金の増など、歳出においては、農林水産物直売施設修繕工事に係る設計業務委託料や工事請負費、農業用施設や村道の維持工事請負費の増など、歳入歳出それぞれ9,050万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を53億5,206万6,000円とするものであります。

議案第17号 令和7年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算につきましては、診療施設勘定において歳出予算を組み替えるものであります。

議案第18号 令和7年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ60万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を330万8,000円とするものであります。

議案第19号 令和7年度天栄村介護保険特別会計補正予算につきましては、歳出予算を組み替えるものであります。

議案第20号 令和7年度天栄村水道事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出において134万7,000円を追加補正するものであります。

議案第21号 令和7年度天栄村下水道事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出において26万円を追加補正するものであります。

以上、行政報告並びに提出議案の大要についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年12月2日、天栄村長、添田勝幸。

○議長（大須賀溪仁） これで村長の行政報告を終わります。

ここで暫時休議いたします。

10時50分まで休みます。

(午前10時36分)

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前 10 時 51 分）

◎一般質問

○議長（大須賀溪仁） 日程第 7、一般質問を行います。

天栄村議会会議規則第 61 条第 2 項の規定に基づき、一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

今定例会における一般質問者は 3 名となります。質問は、最初に 6 番、服部議員、次に 4 番、馬場議員、最後に、2 番、石塚議員の順序によって行います。

なお、事前に通告がありました 3 番、吉成議員の一般質問については、欠席のため取りやめます。

質問者の質問の持ち時間は 1 人 40 分で行います。執行者の方は、事前に一般質問の通告が発表されておりますので、答弁につきましては的確にお答え願います。

◇ 服 部 晃

○議長（大須賀溪仁） 初めに、6 番、服部議員の一般質問の発言を許します。

6 番、服部議員。

〔6 番 服部 晃 質問席登壇〕

○6 番（服部 晃） 通告しておりますので、一般質問を 3 点ほど伺います。よろしくお願いいたします。

1、公共施設の今後の在り方について。

現在、村内公共施設の休止・廃止が数多くありますが、今後、解体するのか、利活用するのか、対応等について伺いたい。

1、天栄村営湯本スキー場、2、天栄風力発電所、3、湯本中学校、4、羽鳥湖畔浮棧橋、5、旧道の駅の季の里天栄。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

現在、休止及び廃止している村内公共施設の今後の対応につきましては、利用状況や維持管理経費、村民のニーズ、さらに地域振興の視点から総合的に検討を進めております。天栄村営湯本スキー場につきましては、かつて村内の観光振興や地域交流の拠点として役割を果たしておりましたが、近年の温暖化による暖冬少雪に加えスキー人口の減少、施設の老朽化

が進み、維持管理費に伴う財政負担が課題となっておりました。そのため廃止する方針を決定しております。今後、敷地を返還する方向で福島森林管理署白河支署と協議を進めてまいります。

次の天栄風力発電所につきましては、現在、具体的な内容や時期は決定しておりませんが、先日も風況調査など検討したいという大手の企業からの問合せもあり、そちらと協議をしており、方向性を今検討しているところであります。

次に、湯本中学校につきましては、昨年の12月定例会でも答弁をいたしましたとおり、1法人が学校法人として通信制高校の設置に向け、県と協議を進めております。協議の進捗状況については随時法人より報告を受けておりますが、学校法人の設置については、設置計画や認可申請等に相当期間を要すると伺っております。今後、県と協議が進みましたら、改めて説明させていただきます。

次に、羽鳥湖畔浮棧橋につきましては、現在、方向性を検討しているところであります。

次に、旧道の駅季の里天栄につきましては、現在、村内観光や地域交流の拠点としての利活用の可能性を模索しております。具体的な内容や時期については今後さらに検討を進めてまいります。

村といたしましては、未利用の公共施設の維持管理に係る費用負担が大きいことは十分認識しております。しかしながら、解体や利活用を実施する場合には、いずれも近年の物価高騰も重なり多額の財政負担が伴うため、実施時期や具体的な方針につきましては慎重に検討を重ねた上で決定してまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 今、①から始めますけれども、①の地代って、どのぐらい年間払っているんですか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

湯本スキー場にかかる土地賃借料ですが、81万8,000円支出しております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） これ、休止にして四、五年たちますよね。四、五年たつということは81万なら、ただ400万捨てているようなものだから、それ、もうなるだけ早く解体して、解体の費用ってどのぐらいかかるか分かっていますか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

湯本スキー場に係る解体費用については、現在積算しておりません。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） これ1回も見積り取っていないですか。これ、もう廃止する方向に向けているんだから、一回もやっていないけれども、どんどん物価が上がりますよ。解体費用も高くなるし人件費も上がっているんだから、もっともっと高くなるんだから早く処分しなくちゃいけないと思って私は言っているんですけど、今まで一回も見積り取ったことないですか。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

まず、このスキー場の休止というようなことでご理解をいただいて進めてきまして、この後、国有林の中、借りていると。今言ったように年間80万というようなことで、今、福島森林管理署白河支署と、これまでもどういう形でやっていくかというようなことで、この使い方、できれば村に関して森林としていい使い方はありませんかねというようなことで協議もしてきました。協議してきた中で、一時期、キャンプブームでありましてソロキャンプというようなそういう提案、あとは森林を活用したものとして、これは森林管理署から再考できませんかというお話もいただいた中で、なかなか今あるように熊の問題とかありまして、ここはなかなかそういった部分には難しいというようなことで協議をして、一番いいのは、もう返地と、返すというような協議に今至って、今コンサルのほう、その森林関係、林野庁関係と協議できる方と、今、協議をしているところで、今後どういう形で返地するか。まず、このリフトがありますよね。そこに急な斜面に建っているものですから基礎があるんですよ。基礎を全部撤去してしまうと、そこに今度土留めという大変な今度費用がかかる。返すというのには、また元に戻すというようなことなものですから、そこに今度植林もする、削ったところは元に戻すというようなことも出てきますので、その協議をしているところなんです。それがまとまり次第お示しできますので、なるべく費用負担にならないような形で、今、森林管理署とも林野庁とも協議しているところですので、それが分かり次第お示ししながら、もう返地という、林野庁にお返ししますよというようなことの方向性は示したものですから、今それについてどういう形で原状復旧、原形復旧に戻すかというようなことの今協議をしているところなものですから、その後、金額が出ましたらばお示しをして、なるべく今議員がおっしゃったように早めに返地をするというような考えで進めてまいればと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） あれ、そうするとリフトは壊さなかったんですけども、レストラン、

あれも解体するんでしょう、結局、借りているから。相当金額になりますよね。もうどんどん物価が高騰しているし、人件費も時給1,500円までいくんだというんだから、もう解体費用も軒並み上がってくると思うんですよ。だから、もう早めに処理するのを見積りって、まだ決まらないうちは話し合いしているから、決まらないうちは見積りもまだもらえないんですよ、そうですよね。

これらは、なるべく早くその決定、廃止なら廃止で、もう5年も使っていないのに、ただ400万も払っているんだから、やっぱりそういうのも早く処理して、もうどんどん解体費用もかかりますから、もうなるべく早めにやってください。

それでは、②天栄風力発電所、これ発電所は何か所か譲渡するという話はあって全部駄目で、今まだ可能性はあるんですか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

先月、新たに東京都の業者のほうから、風力発電の今の現在の場所について新たに調査を進めて、そのリプレイス等の方針ですか、そちらのほうを検討させていただきたいといううなご相談をいただいております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 前言ったときは風力発電は止めたんですよ、売電できないんだから。それ、今、風力発電は稼働はできないんですか。ただ、そのままに置いて譲渡するのにもったいないような気がするけれども。何百万か入るでしょう、あれ。故障があって止めたんですか。まだ売買契約も済んでいないのに、やっぱりそれ、ちょっとでも売電すればお金になったんじゃないですか。

故障があって、前、私聞いたのには保険が利かなくなったから休止・廃止するんだという話は聞いたんですけど、今現在は全然回せないというか、売電はできない状態になっているんですか。それなら、わざわざ止めている必要はないと思うんですけども、その辺はどうなっていますか。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

経過につきましては、まずこの発電事業を行うという中で、技術者を天栄村で雇用するという中で契約を結んでやってきたんですが、その方もご高齢になってしまっていて、東北電力とか東電とか発電所の経験のある資格を持った方でないと、なかなかできないというようなことで、なかなかその技術者がいないということもあったんですね。

それともう一つ、リプレイスをするというようなことで、それを進めていく上では、今、発電をやっているものを止めて、それを無償譲渡というか、譲渡しますよということをしなないと、それが採択にならないということで、それで提携をしまして進めてきた。当時は国産の風車、日立と三菱とあって、そこと連携をしながら進めるということでしたが、結局、国産の風車が採算ベースに乗っからない、三菱も日立も撤退をしてしまったという経緯がありまして、その後、コロナ禍というような状況でなかなか進捗をしなかったというようなこと、それとそれに投資をする方々、投資するところが見つからないというような状況で断念せざるを得ないというような状況。

その後も、何社も大手のメーカーさんが、ぜひそこを調査をさせていただきたいというようなことで来ました。どうしてもその採算ベースに乗っかる風がやっぱり吹かないというような調査結果に至ったわけなんです。村では、もうこれでは解体の方向でいくしかない。ただ、今止まっていて、もう耐用年数も迎えましたし、メンテナンス、あとその技術者がいないと動かすこともやっぱりできないし相当な費用負担もかかるというようなことで、今、立入禁止。同じ風車が耐用年数を迎えて、メンテナンスしたところで、京都だったと思うんですけども、それが強い風のとときに何基か倒れたのもあったものですから、止めておくと、ある程度の維持はできる部分があるんですけども、回しておいてそのままにしておくと、風で、台風なんか来たときにやっぱり倒れるというような話もいただいたものですから、今は止まった状態で、村とすれば廃止の方向で検討していたんですが、この再生可能エネルギー、グリーンカーボンとかいろいろ出てきまして、ぜひそれをまたやりたいという大手のメーカーさんから、今、調査をさせていただきたいというようなことがあったものですから、今までの状況もお示しした中で、また調査をしたいというものですから、可能性がゼロではないので、もう少し可能性を持ちながら私ども期待をしているところではございますが、調査をさせていきたいと思っていますので、それによって、また方向性はお示ししてまいりたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 私もすごく単純に考えていたんですけども、保険が利かなくなったから、保険屋さんもやったから交渉したら、もう保険も利かない、大変なお金がかかるということだったから私はそう思っていたんですけども、そういう意味なら意味で分かるんですけども、今の会社、今調査始まったんですか。始まった。じゃ何%の確率ぐらい。何%も分からないんですか。全然分からない。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

その可能性については、今のところ私のほうから申し上げることはちょっとできません。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 解体費用も、もう1.5倍ぐらいになっているから、早めに計画的にもうやっていないと駄目なんだと思うんですよ。スキー場もそうだし風力発電も天栄村は大変な金額出るようになりますよ、これ。補助金というのはあるんですか。補助金は全然出ないんですか。この補助金というのとは何かあるんですか。解体費用、じゃ全然出ない。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

今ほどの解体に関しましての補助でございますが、補助という形では今はございません。ただ、私も、今、過疎の指定を受けておりますが、過疎対策事業債の中のソフト部分ということで、その部分は解体に充てられるということでございますので、その部分が唯一解体に充てられる費用かと承知しているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） その補助率というのとは何%ぐらいですか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

今ほどの過疎対策事業債は、補助という形ではなくて起債、公債費でございます。こちらの補助率と申しますか、充当率が100%お借りできまして、そのうちの70%が交付税として算定されているというような起債でございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 何か前聞いたときは3億ぐらいかかると言っていましたよね。何かそのぐらいかかるから、だから7割というのかなり。それ、補助、過疎債出るんですか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

過疎債に関しましては、過疎債のソフト分に関しましては定額という形でございます、大体上限が毎年決まっております。大体4,000万弱というところでの金額が毎年借りられるというところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） その細かい額でなくて、私は3億かかったら7割で9,000万しか自治体負担はないのかと聞いているの。あと起債はわかりますけれども、それを毎年3,000万と言

われたって、それ何年で返済するんですか、これは。交付税と一緒に来るんでしょう、これ。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

今ほどの過疎債のソフト分に関しましては、年間に約4,000万弱借り入れることができるということでございます。なので、今ほどの3億とか4億ほど借りられる事業ではございませんので、大体先ほど申しましたように3,000万から4,000万くらいの枠があって、もし何か使う場合には、解体分を使えばその事業が充てられるというところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） ちょっと話、私、見えないんですけど、その3,000万というのは、私が聞いているのは、3億かかるのなら、その上限値というのがあるんですか。ただ補助金率が何%、上限は5,000万とかなんとかというのがあるからそういう話なんですか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えします。

大変失礼いたしました。今ほどの事業の流れからいきますと、例えば3億の解体費用がございましたらば、そのうち先ほど申しました過疎対策事業債のソフト分として3,000万は充てられると。そのほかの2億7,000万は一般財源で持たなければならないと。先ほどの3,000万はお金を借りるわけでございますので、その部分だけが返済が出てくるという形になります。残りの2億7,000万は、その年の一般財源が必要になるということでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 最初からそういうふうにしやべってくださいよ。分からない、意味が全然分からなくなっちゃうんだから。

それじゃ、次に湯本中学校の問題で、これ今、通信制の学校が申込みあるというんですけども、これほどのぐらにかかるんですか、これ決定まで。今、進捗状況はどうなんですか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

旧湯本中学校の件でございますが、先ほどの村長の答弁にもございましたように、1法人が通信制の高校の設置に向けて県と協議を進めているところでございます。

今、県のほうに提出をされているわけでございますが、今後、県のほうでその審議会で協議をされるということでございます。

なお、その判断の時期、またはその次の段階もございしますが、その次の段階の時期に関し

まして、まだ未定ということで伺っているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 前からこの話、なんでこういうふういつまでも長く決定しないで、駄目なら駄目で話分かるんですけども、次に進むことできるんですけども、これ、なんでこうやって何年も引っ張らなくちゃいけないんですか、これ。県とか国というのは遅いんですか、決定が。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

今ほどの審議会の内容でございますが、私どもには詳しくはまだ伝わってございません。学校法人、学校を設立するというところでございますので、やはりそういった計画とかそういったものをやはりきちんと県のほうでは調査をしたりヒアリングをしたりして検討しているところだというふうに推測されますので、そういったところはやはり時間を要しているというふうに推測されるところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） この学校って、ほかのほうでもやっているんですね。天栄村ばかりじゃないでしょう、天栄村が初めてやるわけじゃないんでしょう、これ。それまではまだ分からないんですか。どこかに東京都にあるとか何とかにあるとかという、他県にはないんですか。天栄村が初めての学校なんですか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

今ほど県と協議している会社に関しましては、関東のほうで学校法人を運営しているというふうに伺っているところでございます。ただ、その学校の許認可に関しましては、それぞれの都道府県が行っているものですから、福島県においてはその法人において運営をされるというか、そういったものは初めてだというふうに伺っているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 今でもその学校はやっているんでしょう。初めてやる学校法人じゃないのに、なんでそういうふういつまでも時間かかっているんですかね。総務課長に聞いたって分かるわけないからね、もう私はやめますけれど、役人でないから分からないでしょうけれど、でも、これも早く決めて、私が前、不登校の生徒を受け入れるというあれはあったですよ。あれは調べたんですか。これは建設課長、その当時だったですよ。教育課長、それは調べたんですか、不登校の学校の設立の。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 小山泰明 登壇〕

○教育課長（小山泰明） お答えいたします。

詳細に例えばどのぐらいかかるとか、どういった手続が必要かという部分までは調べがつきませんでした。棚倉町のほうで今年度の4月から開設されております学びの多様化学校のことかなというふうに思います。これにつきましては、まず事前に文部科学大臣のほうから指定を受けた上で、都道府県に設立のための手続を進めていく必要があります。やはりこの運営の手引というのを見ますと、文部科学省への連絡ということで、原則開校予定の1年前をめどにご連絡くださいと。それから、いろんな打合せ、ヒアリング、そういったステップを踏んで、それらが済んだ後に初めて書類を提出し、書類の見直しだったりそういったものをやりながら、最終的に審査が行われるという形になっておりますので、やはりその設立のためには相当日数を要するという事は調べてございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） これ国とか県というのは、なんでそういうふうに一々もたもたしているのかね。私なら素早く、これ駄目なら駄目と言われれば次の方法を考えるんですけど、ステップしたら今度駄目だって言われる。そういうふうに、なんでそれ、もっと通信制もそうなんですけれども、何回もしつこく言わないと駄目なんじゃないですか。なんで認可にならないんですかということと言わないと次にステップ行かないで、本当に建物使えなくなるんじゃないですか。そして、今、メンテはどうやっているんですか、湯本支所長、メンテはちゃんとやっているんですか。

○議長（大須賀溪仁） 湯本支所長。

〔湯本支所長 星 淳 登壇〕

○湯本支所長（星 淳） お答えいたします。

旧湯本中学校の校舎につきましては、大体2週間に1回程度、湯本支所の会計年度任用職員が旧中学校の換気や清掃を行っております。そのほか周辺の環境整備につきましては、シルバー人材センターによります草刈り等の環境整備、そのほか湯本支所の会計年度任用職員によります、大体多いときで週1回から2回ほどなんですけれども、校庭等の草刈り等を行っております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） いや、支所長も本当に大変ですね。やっぱりそこまでやっているとは私は思っていなかったんですけど、今度、私も見学に行っていていいですか。中どのぐらいになっているか確かめないと分からないものですから、そのうち電話して行きたいと思います。

それでは、④羽鳥湖湖畔の浮棧橋は、これは休止ということで、別にすぐ廃止じゃないか

ら、すぐ壊せなんては言わないし、あれはそうなんですけれども、これは休止ということで分かりました。

⑤旧道の駅の季の里天栄、これは何かリフォームして、そば屋とかなんかってやりたい人は私聞くんですけど、それを活かすのに、あれ今、夢学校では使っているんですか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

現在のところ、夢学校等は使用しておりません。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） もう建物は何年になるんですか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

施設は建築してから25年たっております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 私は、リフォームか何かして、もうちょっと使い道があると思うんですね。ただ置いていて、解体するでもない、何するでもない。多分、床あたりはちょっと老朽化しているんですよね。あれを直して貸すとか何かして、あそこを活かすのも一つの方法でないかなと思っているんですよ。そば屋さんでもいいラーメン屋さんでもいいんですけども、何かそういうの、建物をきれいにすれば貸してくださいということ、あるんじゃないですかね。

ただ、何も使わないなら使わないのに解体するしかないし、ただ解体するのも、まだ二十何年だからもったいないと思うし、だから、やっぱりそういうので投資した分だけ直した分だけ家賃をもらおうとかして進めなくちゃいけない。あの駐車場も、もったいないでしょう、あれ、何も使っていないんだから。だから、そういう方法できちっと考えてはどうですか、村長。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

これまでも何度もその利活用についてはいろいろ検討させていただいて、あと、いろいろやっているふるさと子ども夢学校も、ぜひ使いたいと。また今ある道の駅、振興公社についても加工場として使いたいというようなことで協議もしてきました。

また、あと商工会でやっている創業支援とかそれをやった中で、そば屋をやりたいという

方の声が上がってきていますので、皆様方のご意見を聞きながら、あと、ふるさと夢学校については教育旅行というようなことで農業体験とか、仙台から、そして今は茨城、あとは埼玉のほうからも子どもたちが来ているものですから、そういう研修施設とすることによって、村の観光、農業の振興にもつながってくるというようなこともございますので、そういったことも視野に入れながら、そして今ほど言いましたように、ある程度そのリフォームをしていかないと使い勝手が悪いものですから、そういったものをご要望を聞きながら村の振興につながるやり方、あとは、あれだけの機能を持っている、そばの打てる場所があるものから、そば屋さんをやりたいという方については、そこは当然、賃貸が出てくるわけでございますので、そういった形で貸せる方向に早めにそこは進めてまいりたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） やっぱりあそこを天栄村のメインとして、あそこを人を呼ぶような、いろんなものをやっぱり食べ物でやると、やっぱりあそのそばはうまいねとか、いろいろ加工所でも何でも構わないんですけど、やっぱり何も使わないというのは、もったいないと思うんですよ、二十何年しかたっていないんだから。

だから、あそこは新しくリフォームして家賃で貸すとかなんかってやっていったほうがいいと思うんですけども、まだ、この公共施設のやつ、5番までやったんですけど、段階的に解体するにしろ、やめるにしろ、何でもお金がだんだん高くなっているから、素早く計画的に今年はこれやりますよ、来年はここやりますよというふうに、ただでできるわけじゃないから、村の財源もあるから、それ無理には言わないんですけども、なるだけこれだけ物価1.5倍ですよ、もう上がっているの。今、住宅地なんて100万ですから、坪。5年ぐらい前だと60万、70万でできたでしょうけれど、それだけ解体費用もかかっているんですよ。高くなっているから、だからなるだけ計画的に早く見積りを取りながら、いろんなことで知恵を生かしながらやっていってもらいたいと思います。

私の1つ目の質問は以上で終わります。

○議長（大須賀溪仁） ただいま一般質問の途中でありますが、昼食のため午後1時30分まで休みます。

（午前11時30分）

○議長（大須賀溪仁） 午前中に引き続き再開いたします。

（午後 1時30分）

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） それでは、2番目の猟友会についてを質問いたします。

全国的にクマの出没情報が数多く報道されていますが、天栄村では今年の4月から現在までクマ、イノシシ、シカ、ハクビシンなど捕獲数は何頭なのか、過去3年間の資料を提出の上、ご説明いただきたい。

また、現在、猟友会の隊員は16人で平均年齢は75歳と聞いていますが、今後、緊急にクマが出没した場合、対応できるのか伺いたい。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

令和7年4月から11月末時点における村内の鳥獣捕獲の状況につきましては、ツキノワグマ33頭、イノシシ60頭、ニホンジカ106頭、ハクビシン36匹、アライグマ13匹、アメリカミンクは1匹となっております。

なお、過去3年間の鳥獣捕獲頭数の状況につきましては、お手元の資料のとおりであります。

次に、緊急にクマが出没した場合の対応につきましては、現在の鳥獣被害対策実施体は16名で隊員の高齢化も進んでおり、現在の体制のままでは、今後、クマ捕獲への対応が困難になっていく恐れがあることから、その解決策の一環として緊急時におけるクマ捕獲従事者を確保し、迅速なクマ被害防止対策を講じるため、先月16日に須賀川市、鏡石町及び本村の3市町村において、ツキノワグマ出没時における相互応援協定を締結し、広域的な協力体制の整備を図っております。

今後につきましては、村鳥獣被害対策自治体及び関係団体等と連携を密にし、国のクマ被害対策パッケージなども積極的に活用しながら、クマ被害対策の体制整備に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 今、村長の答弁で連携を図ると言ったんですけど、天栄村は今16人なんですけれども、ほかの他町村は、須賀川市と鏡石は何人ぐらいずついるんですか。総体で、そうすると全部で何人なんですか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

私の記憶でございますが、須賀川市では89名で鏡石町は5名だったと記憶しております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） これ、89名の5名の16名は分かるんですけども、ライフル銃扱える人は何人いるんですか、今。それも把握できないですか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

大変申し訳ございません。須賀川市と鏡石町のライフルを扱える人数については把握しておりませんが、本村におけるライフルを扱える捕獲従事者は5名いらっしゃいます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 緊急に例えば駆除するという場合ですよね、それから村長のオーケーが出ないと駄目なんですか。これ、よく市町村の判断でどうのこうのとテレビでは言うんですけども、天栄村の場合はどうしているんですか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

先ほど質問された件ですが、緊急銃猟と有害駆除と2つ今ございます。生活圏にクマが出没した際、捕獲しなければいけないものについては緊急銃猟、あと有害鳥獣については農作物被害、そちらを及ぼすクマとか出た場合には有害捕獲許可申請というものを出して、村長が許可証を出して駆除していきます。

先ほど言った緊急銃猟については緊急的な対応になりますので、その際には捕獲しなければいけないという一定の条件はあるものの、村長の命令が必要となっております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 村長が指揮できるというんですけれども、村長、結構東京に行ったりしますよね。そのときは誰が判断するんですか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

村長が出張で不在の場合には、村長の委嘱を受けた例えば課長とか、そういう者が代わりに判断を下すようになります。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 村長がいない場合は産業課長、産業課長が具合悪くて休んでいるときはどうするんだい。そういうことだってあるでしょう。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） 村長も私もないときも想定されますが、その場合は連絡を取って、きちっと確認した上で判断したいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） これ、現場にいないと判断できないと思うんですけど、例えば民家があるところ、例えば民家ということは、緊急には捕獲できないんですか。これ、例えば民家があるところでは緊急捕獲で、山里なら別になんてことないんですけども、やっぱり人家等はまずいでしょう。このときはどういう判断するんですか、これ。それが一番問題だと思うんですよ。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） まず緊急銃猟、こちらを実施するためには、まず4つの条件がそろわなければいけないことになっております。

1つが、クマが日常生活圏に入ってきて人にけがをさせる恐れがあるとき。2つ目が、人への被害を緊急に止めなければいけないというとき。3つ目が、銃以外で捕獲がどうしてもできない場合。4つ目になりますが、その地域住民、周りの家とか人にけががないように安全確認を徹底、4つの条件がそろって初めて、その緊急銃猟というものは実施できることとなります。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） そんなにいろいろ4つやっていたらクマいなくなっちゃうんじゃないの。これ、すぐに誰か判断できる、これはオーケーという判断ができないと、もしくは村長がいなくて課長がいなかったら誰が指揮するんですか、これ。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

村長も私も不在の場合ということですが、まず天栄村において緊急銃猟を実施するためのマニュアル、今のところ作成しておりませんので、そちらに命令を下せる、撃てと判断を出せるものについてきちっと上げて、きちっとそのマニュアルを作成した上で緊急銃猟に対応していきたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 私の聞いた話では、おととい、飯豊のセブンイレブンありますね。セブンイレブンから長沼方面で古殿大池、あそこで1頭出たというんですよ。かなり大きかったと話聞いたんですけど、それもやっぱり緊急銃猟でやらないと、どうすればいいの。人に危害加えられたら早くマニュアルを作って、今まだ天栄村では人的被害はないんだけど、やっぱりそれは早くやるべきじゃないですか。こういう状態じゃ駄目だ。いつ冬眠するか分からないんですよ、まだ。まだ今年いっぱいはいらんんじゃないかという話ある。まだ1か月

あるんですよ。それはマニュアル作って早くしないと、いつやるんですか、これ。今やらないとどうにもならないでしょう、これ。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

まだ緊急銃猟に対するマニュアル、体制のほう整っておりませんので、そちらについては県内の実施している市町村から情報を収集して早急に策定に努めていきたいと考えております。

また、現在、クマが出た場合においては、天栄村においては有害駆除ということで、毎回途切れないように熊の捕獲ができるような形で許可のほうは出しておりますので、熊が出没した際には有害駆除で対応している状況でございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 私もちょっと勉強不足で分からないんだけど、有害駆除というのはどういうことなんですか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） 有害駆除というものは、まずクマの駆除のその目的ですが、あくまでも農産物に被害を及ぼしているそういう実態があるということ。あと、クマの捕獲に対しては毎回1申請で、例えば牧本、大里、広戸のエリアで1頭というような形で許可のほうを出して、そちらに基づいて捕獲しているような状況であります。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） ちょっと意味が分からないけれど、もしかして広戸で1頭出て牧本で1頭出たら両方できないということ。

そして、ライフル銃を扱える人が天栄村では5人いると言ったんですよね。そして、こっち、本庁付近は何人いるんですか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

本庁付近については、ライフルを扱える方が2名いらっしゃいます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） あとのほかの14名の方はライフルは扱えないということですか。ライフル銃の免許って、また別に狩猟免許のほかに必要なんですか、ライフルは。ちょっと分からないんですけど。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

ライフルを扱える方、湯本には3人いらっしゃいます。

○6番（服部 晃） こっち両方で広戸と牧本に出たとき、両方撃てないのかと。

○産業課長（大木伸一） その場合については両方撃てないことはなくて、その事後で、本当であれば同時というのも想定はされますけれども、2つとも撃てます。

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議いたします。

（午後 1時48分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 1時49分）

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

まず、クマの捕獲に当たりましては、まず鉄砲で撃つということではなくて、まず箱わなとかドラム缶のわなを設置して捕獲しているのが現在の状況であります。

また、2か所同時に出たときには、それぞれの地域でクマの捕獲の許可を出して対応していくような考えでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 今のは分かったんですけど、この前の竜生で出たクマ、あれは捕獲したんですか。わな仕掛けたとは聞いたんですけど、捕獲はしたんですか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

捕獲しておりません。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 何か話聞くと柿を食べていたというんですけど、そして私の知り合いも柿の木、切るんだなんては言っていたんですけど、あれ本当にこういう生活圏まで来るというのが、ちょっと危ないんじゃないかなと思っているんですけど、それ随分捕獲数を見ると、大分ツキノワグマも33頭も、これ4月からのですよ。4月から今の現在まででしょう。これ処理はどうしているんですか。山に返すわけじゃないんでしょう、これ。わなにか

けて。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

捕獲したクマにつきましては、牧本、大里、広戸地区で捕獲したクマに対しましては、後藤の山林に埋設しております。あと、湯本地区においても、大槻地区の土地所有者の方からやはり山林を借りて、そちらのほうに埋設しているような状況でございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） これ、湯本だか本庁付近だかなんだか分かんないけれど、大分捕獲した頭数いるんですけど、これ全部、相当な広さないと駄目なんじゃないですか。普通に埋めるだけ。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

こちらはユンボで大きな穴を掘って、そちらのほうに埋設というような形を取っております。

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議いたします。

（午後 1時54分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 1時55分）

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 猟友会の隊員、これは平均75歳になっているんですけど、これは村長、これからどういう体制で隊員を確保していくんですか。これが一番大事じゃないんですかね。隊長だと今80ぐらいになっているでしょう。これから猟友会の会員を増やさないと駄目なんじゃないですか。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

この問題は、前から高齢化、そして人数も少ないというようなことで、猟友会の皆さん、実施隊の方々からもご要望という形でいただいて、声をかけて、このわなの資格、狩猟免許取得というようなことで、少し若い方がいたり、あとは地域おこし協力隊もいたりというよ

うなことで、今後もこの対応をすべく、私も自衛隊のOBというような方々に、銃器の扱いは慣れているので、ぜひそういう方々にこの狩猟免許を取得していただいてご協力いただきたいというお話もさせていただいてきていますが、なかなかそこまでなっていない現状がございます。

この辺につきましても県のほうにもお話をし、県でも今動きながら、いろんな機会を見つけて狩猟免許の取得、駆除できる方々を育成するというようなことでおりますので、一緒にそこは狩猟免許を取れる方々に声をかけながら募集をしていく状況でございます。今後も根気よく、そういう方々に声をかけながら狩猟免許取得、そして、この猟友会に加盟していただけるように育成はしていかなくちやならないというような思いはございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 本当に、これ全然なくなっちゃったら、隊長だってもう80だから、そんなには長くできないと思うんですね。

私思うに、高市早苗総理が言っているんですけど、ガバメントハンター、これ、やっぱりこのガバメントハンターというの、自治体職員を育てるというあれなんですね。そして、補助金も何も出す、あと任用職員にして自衛隊OB、警察OBを出して任用職員に雇って、それはみんな補助出しますということなんですよ。

私一番心配しているのは、建設課で水源地、竜生ダム、行きますよね。あれ、クマとかイノシシに遭ったことないんですか。2人ぐらい毎月行っているみたいなんですけれど、それはどうなんですか。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） お答えいたします。

水源地に行っている職員に関しては、クマに遭遇したことはないという状況でございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 建設課長、ないと簡単に言いますが、何かクマ撃退スプレーとかなんか持たせているんですか。例えば人的被害があれば保険なんか可能性が一番高いところでしょう、出るところだから。保険とかなんかは掛けてやっているんですか。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） お答えいたします。

山の水源に行く職員に関しては、なるべく1人で行かないようにしたりとか、あと先ほどおっしゃったとおりクマスプレーと、あと、クマ鈴はもちろん携帯していつておきまして、一応、遭遇した場合にはなるべく命を守るようにということで気をつけて行っていただい

いるというような状況でございます。

保険に関しては、役場職員、勤務中に何かあれば共済のほうで保険対応はなるのかなというふうに承知しております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 国でもガバメントハンターというのをもう推奨しているんですから、やっぱり水源地に行くような人に狩猟免許を取らせて、例えば定年になっても任用職員にして、トップで指揮を取れるような体制を取らないと、何かあってからでは遅いと思うんですよ。だから、役場職員も狩猟免許を取っていますから、村民の方も、狩猟免許を取る人いないですかという、やっぱり職員からやっていかないと、私、無理だと思うんですよ。誰かそのほかに、いや、狩猟免許取ってもいいですよという人もいると思うんですよ。私はちょっと分からないんですけど。

だから、クマにたまたま出遭わなかっただけの話であって、水源地とか竜生ダム辺りは竜生で出ているんだから、何かそういう想定は考えなくちゃいけないんじゃないですか。

任用職員でも取ってすぐ役に立つではないんですけども、やっぱりその人が10年もやれば、ライフル銃を撃てたりすると思うんですよ。栃木県の猟友会の会長が言っていたのは、にわかには警察官だの自衛隊の人が来たって、すぐ撃てるわけじゃないんだ、クマって動く動物だから、そんな簡単には撃てないと。10年かかると言われているんですよ。だから、もしくはそういうふうになってもいいように今から、平均年齢が75歳になっているんだから、やっぱり職員がガバメントハンターを2人ぐらい狩猟免許を取らせてやるのも必要なんじゃないかなと、私。そうすると、ああ、役場職員がやっているんだから私もやるかというふうになると思うんですよ。その辺、村長、どういうふうに考えていますか。そのほうが私は、職員からやっぱり狩猟免許を取らせてやるのも、水源地に行っているんだから、いつ、どうなるか分からないんですもの。それを中身を分かれば、把握していれば、動物の、ああ、こういうクマってこういう動きするんだとか分かれば一番いいと思います。経験しないと分からないと思うんですよ。だから、そういう人も2人ぐらい職員でガバメントハンターでやるべきだと思うんですけど、そういう考えはありますか。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

これまでもイノシシ等も大分増えたときにも、職員の中で駆除できる職員、やっていただきたいというお話をしましたけれども、命を取るという役目を嫌がる部分があったりしまして、根気よくそこも話をしながら、そして私も以前は水源地などにも行っておりましたので、私はクマには何度か遭遇しています。

そういう中で専門家の話を聞いた中で、山奥にいるクマって意外と臆病なんですよと。里山に下りてくるのは好奇心が強い、そして柿とかそういうものを餌としているので、どうしても人とか襲いやすいという。山奥にいるのは本当にヂダケ採りとか、とっさに遭ったときにはクマもびっくりして襲ったり、あと子熊がいるときには襲ったりしますけれど、あとはクマのほうが自然と避けていきます。

ただ、街なかに出ているクマというのは好奇心が旺盛で、何にでも興味を持ってしまう。動くものに襲いかかるということがあったりするので、そういう知識を得ながら、職員に限らず自衛隊OB、警察OB、そういう方々にも声をかけたりしておりますので、体制づくりは、須賀川市、鏡石町と連携取りながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） やっぱり職員から、誰か犠牲になってと言っちゃおかしいですけど、自分の身を守るためにも、水源地って村長が言うのは、山から来るのは人里に出るのが恐ろしいと言うんだけど、もしかしたら人里から山に帰っていくとき行き会ったら、襲われるでしょう。そのクマばかりいるわけないでしょう。生活圏まで出てきたクマが帰るとき遭ったりもするかも分からないし、どういうことなんだか知らないですけど、ただ、平均年齢が75歳になっているから、人を募集するといったって、すぐ私はやりますというのはいないと思うんですけど、職員からまず狩猟免許を誰かいらないんですかね、男で2人ぐらいは。私、狩猟免許を取りますとか、水道課の人間、私やってもいいですよなんていう、その話してもみんなの前で村長は話して、これ、クマがどこでも出没する状態だから、誰か狩猟免許取るような人、いませんかという声かけるのも、興味ある男だったら誰でも撃ちたいというのがあるでしょう。射撃場なんてやっぱり興味あるし、やっぱりそういうのは私は一番いいと思う。水源地に行っている人らだよ、一番、襲われたらどうするかなんて、私ずっと言っていたんですから、今まで行き会わないから行って行っていたんですかね。

これはこれで、もうとにかく村長、きちっと努力して狩猟免許を取る人間を見つけて、これだけ平均年齢が高くなっていればあれなんですけれども。

次に、猟友会の予算。予算ってこれ私も当初予算見たんだけど、ばらばらになって幾ら収入で、幾らの支出しているのかとか、命がけでやっているから、別に安いとか高いとか言っているわけじゃなくて、やっぱりこれだけの頭数捕れば金も随分出ているんじゃないですか。そのお金の管理って誰がやっているんですか。

これ、予算はどのぐらい予算が下りる。調べても当初予算を見ても全然分かんないんですけど、誰が金の管理をしている。産業課で管理しているんですか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

天栄村の一般会計における猟友会に関係する予算ですが、当初予算におきましては約640万円計上しております。

あと、そのお金の管理、当然、一般会計は村のほうで管理しておりますが、クマなどを捕った報償金、そちらに関しては全て実施隊のほうで管理しておりますので、村のほうでは全く関与していない状況でございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） それは640万は、例えばあまり頭数が捕れ過ぎてお金足りなくなる場合もあるでしょう。そして、すぐ補正組むでしょう、これ。

これは別に誰が管理、猟友隊の金で640万も出しておいて、その猟友会の管理というの、ちょっと何か腑に落ちないんですけれど、これは役場で管理するわけにはいかないんですか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

あくまでもクマとかイノシシとかニホンジカとか捕獲して、支払いというのは報償金でございますので、それを捕った方々に支払っているお金でございますから、そちらのお金を村で管理するのは適正ではないと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） いや、適正でないって、これ、銃弾とか何かの管理も猟友隊に任せておくんですか。例えばライフル銃を保管しているところというロッカーとか鍵かけておくんでしょう、これ。そして、銃弾が何発保管してあって何発撃ったからという、その細かい報告というのはしていないんですか。どこで、どういうふうに撃ったんだか、それも把握していないとまずいと思うんですけれどもね。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

まず、銃弾、あと銃の保管については、隊員各自に責任を持って自宅の専用ガンロッカーのほうに保管していただいております。

あと、その銃の確認については、所持許可については持っている方が警察の確認を年に1回受けております。

あと、その弾ですね。その数の管理なんですけど、こちら法律がございまして、そちらの法律に基づいて、各自その実包等管理帳簿というものを持っておりまして、そちらのほうに記帳管理しているような状況でございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） やっぱり銃弾の管理も1発で幾らするんだか分からないんですけど、やっぱり常にあくまで何発撃ったとかなんかといえば、役場で管理しなくていいんですか、これ。役場では管理できないんですか、銃弾の管理というのは。当然行きますから、役場でこれ銃弾くださいと言って持っていくわけにはいかないんですか。何か法か何かあるんですか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

銃の管理に関しましては、その使用者というか、あくまで個人で狩猟免許取って銃の所持許可を持っているわけですから、個人が責任を持って管理すべきであって、村がそこで何か代わりに管理をするというのはできないものと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） そのロッカーとかライフル銃ありますね。それ買ったとき、村では補助は出しているんですか。全然出さなくて個人の金で買うんですか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

こちら、その当時、昔から銃を持っている方については個人で買っていたような状況でございますが、新たに狩猟免許を取って銃まで所持していきたいという方に対して、村で新規狩猟者育成事業補助金を出しております、そちらのほうで弾は除きますが、銃とかガンロッカーの購入に対する補助は行っております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 銃買うのにも、ライフル銃なんて買うのには、私調べたところによると、一応30万ぐらいするんですよね。それで役場で何ぼ補助しているんですか。ロッカーも何も含めて何分の1とか半分とかあるでしょう。それ、今までのあれからすると、どのぐらい補助していたのですか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

先ほど申し上げた新規狩猟者育成事業、こちらの補助金ですが、こちらの内訳としまして、まずは第一種狩猟免許取得にかかる費用、銃弾の所持許可にかかる費用、実際の猟銃、あと、そのガンロッカーですか、そちらのほうを含めて村のほうでは約42万6,000円ぐらい、全て

含めてかかる費用と考えておりまして、そちらの2分の1以内、上限20万の補助を行っております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） それは分かったんですけど、あと射撃訓練って、今、那須にあるみたいなんですけど、それは猟友会で年に何回行かなくちゃいけないという決まりか何かはあるんですか。そして、1人費用どのぐらいかかるんですか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

射撃訓練に関しては、年に2回以上実施しないといけないように決まっております。

あと、射撃訓練に関する費用でございますが、昨年については41万程度支出しております、大体バス代を除いて射撃の使用料とか弾代で1人当たり1万円程度支出しているような状況でございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） じゃ、年に2回は行っているということですよ。そうすると射撃費用が41万使っているということね。あと保険料、傷害保険とかなんかは入っているんですか。それ入っていれば、1人幾らぐらいかかっているのだから聞きたいんですけど。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

鳥獣被害対策実施隊に係る保険料ですが、こちら保険料は1人当たり1万5,510円払っております、うち村のほうの負担は9,210円、9,200円ぐらい負担しております。

まず最初に、こちら4つ入っています。まず、鳥獣被害対策実施隊は非常勤特別職でありますので、村の公務災害が適用となりますので、等級当たりに応じて一定額が補償されるような補償制度となっております。

あと、その鳥獣対策実施隊でもう一つ入っているのは民間のハンター保険ですが、こちらについては賠償責任1億円、あと身体障害に関しては100万円保障されているようなものでございます。

あと、その猟友会自体で入っていただいているものがございまして、そちらは狩猟事故共済普通保険というもので、この保険に関しては他損事故については限度額4,000万円、自損事故の場合は300万円、あと入院・通院については1日3,000円となっております。そのほか損害賠償のハンター保険、さらに入っております、こちらについても賠償保険が1億円、あと身体障害関係で100万円というような補償の保険、4つ加入しているような状況でございます。

ます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） あれ1万5,510円、これの村で負担が9,200円。なんでこれ自己負担もあるんですか。個人的にやっている人いないと思うんですけど、個人的にやっている人もいるんですか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

そちらの差額につきましては、猟友会は、また村の実施隊とは別の活動もしております、一般の猟とか。その分はあくまでも猟友会で支払っていただいているので、村の分とその差額が発生しているのが理由でございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） まだ、この猟友会の話はもっとあるんですけど、3つ目の質問に入りますから、この辺で終わりますけれど、一番私が言いたいのは、猟友会の狩猟免許を取らせてガバメントハンターを仕立てていくべきだと思うんですけど、職員が一番あれなんですけれど、どうしても見本を見せないと普通の人もついてこないと思うんですけど、何かこれ、村長、いい方法を考えて、水源地へ行く人、自分の身のためにやるんだからという話で、狩猟免許を取らせてもいいような気するんですけど、やっぱり命に関わる問題でしょう、これ。だから、その辺をよろしくお願いして何とかガバメントハンターを育ててください。

以上で私の猟友会の質問は終わります。2つ目の質問は終わります。

○議長（大須賀溪仁） ここで暫時休議いたします。

35分まで休みます。

（午後 2時24分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時35分）

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） それでは、3つ目の質問に入ります。

村の人口減少対策について。

天栄村の人口が5,000人を割って4,776人に減ってしまいました。人口動態について過去5年の推移を資料提出の上、伺いたい。

また、移住定住に特化して事業を行っていますが、どのくらいの移住定住の成果があった

のか、伺いたい。また、小規模団地の分譲は現在何件あったのか。今後の販売見通しはどうか伺いたい。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

まず、過去5年の人口動態の推移につきましては、お手元の資料のとおり、毎年死亡者数が出生者数を上回る自然減が続いており、現住人口は令和3年から342人減少しております。

次に、移住定住事業につきましては、人口増加の取り組みとして、首都圏などから移住を考えている人への移住相談窓口の設置や、東京都内で開催される相談会への参加、天栄村での暮らしを体験できるお試し住宅を用意し、実際に住んで天栄村のよさを感じていただくことで移住につなげていく取り組みを進めてきました。

また、住宅の取得や奨学金の返還など、若い世代が村内で暮らしていくための経済的支援や民間アパートの建設費用の助成、小規模住宅団地の造成など、村内での住まいの場所を確保し、移住者や若者の定住を促進する取り組みも進めてきた結果、これまで34世帯、95名の方が移住定住されております。

次に、小規模住宅団地につきましては、5区画中、現在3区画に申込みがあり、うち1件と売買契約が済み、他の2件は今月中に売買契約を取り交わす予定となっております。また、残り2区画の今後の販売の見通しにつきましては、現在、個人及びハウスメーカーなどから問合せが来ている状況もあることから、早期に完売できるよう、今後も様々な媒体を通して情報提供に努めてまいります。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 今、村長が答弁で34世帯、95名という、移住した人がいると言ったんですけれど、それは県外ですか、県内ですか。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔企画政策課長 森 和昭 登壇〕

○企画政策課長（森 和昭） お答えいたします。

今ほど答弁あった数字は、県外、県外を含めた人数となっております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 私は県外か県内かと聞いている。県外から来ている人と県内から移住してきた人と、それを聞いているんですよ。含めてなんて聞いていないでしょう、これ最初に聞いているんだから。

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議いたします。

（午後 2時39分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時40分）

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔企画政策課長 森 和昭 登壇〕

○企画政策課長（森 和昭） お時間をいただき、ありがとうございます。お答えいたします。

今ほどの人数の内訳でございますが、県外が2組6名、県内が32世帯、89名でございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） これ、東京に行って定住移住のイベントをやったんですよね。それで2名、2世帯、県外からの移住者。あと県内というのは大体、中通り、浜通り、会津って大体は分かるんですか。分かんなければ今すぐ調べないで後で私に報告もらえば、どのぐらい浜通りが何世帯、それ聞いてやってください。

それじゃ、小規模団地完成して、その3つですか、決まったの、大体は。あと2世帯なんですけれども、実は私の飯豊地区の北小屋団地、あれは29世帯全部、完売したそうなんですよ、29世帯。だから、その住宅団地造成する考えはあるんですか、村長。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

この移住促進を進めていく上で、まず本当にごく小規模というようなことで、この役場の東側を造成しました。これの動向を見ながらということで、今後、大分坪単価も建物の建坪単価も上がったりしているので、そういったところをあとは見ながら方向性、あとは村の財源、こちらについてはなかなか確保するのが補助とかがないものですから、そういったものにならみながら方向性は決めてまいりたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） そうですね、今、建築費が100万になった時代ですから、だから一番私は土地が安いところ、もう郡山の安積町で坪21万、須賀川で15万、鏡石で10万なんですよ。だから天栄村で、ここ3万というのは極端に安いものですから、ただ北小屋団地で売ったのは坪6万らしいんですよ。だから今は逆に住宅団地造って人口増にするのには50世帯ぐらいの規模で造って、やっぱりそれならば6万でも売れると思うんですよ。

それが今、これはどこでも人口減少で、みんな、人を移住させるにはどうするかと考えていますから、やっぱり今が一番のチャンスだと思うんですけど、前のあれで土地を選択するあれがあったんじゃないですか。それ、まだはっきりはしないんですか。住宅地、調査し

たなんていう話、前、企画政策課長が言っていましたよね。あの件はどうなったんですか。どこが適地なんですか。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

当時、3か所ほど地質等いろいろ調査をさせていただいて、上下水道を完備させるという意味合いでは農業集落排水について、特に広戸地区においては、ほぼほぼキャパ的にはいっぱいということがあったものですから、また当時は50区画というお話もしていて、それだと調整池等の整備にも相当な費用がかかるというようなことで、その後、小規模なものの分譲というようなことで、この東側をやったわけですが、今後そういう動向を見ながら、その方向性は決めていきたいと。

当時も大分その費用がかかると、その財源の確保がなかなかできなかったというようなことで当時は断念をしたものと、下水道の整備についても処理場の増設なり改修もしていかないと、なかなかこれは厳しいという判断の下に、そちらの造成については断念した経緯がございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） これ、全国的に減少、人口の問題は東京以外はみんな四苦八苦しているんでしょけれど、考え方はみんな同じだと思うんです。だから、その人口減少の問題で、今、住宅造成地で補助金というのはないんですか、全然。企画政策課長、探したんですか。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔企画政策課長 森 和昭 登壇〕

○企画政策課長（森 和昭） お答えいたします。

先ほど村長のほうからもお話あった宅地の調査後から、こちらの宅地を造成するための補助等を活用できるものがないかどうか探してきたところではございますが、なかなか合致するものがないという状況で今に至っているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 常にまめにいろいろ見て、やっぱりこれ、これだけどこでも人口減少の問題を抱えているわけだから、何でもすぐにその補助金の問題を見つけて、本当に天栄村、今が人口増にするチャンスだと思うよ。私はそういうふうに思っているんですけども、やっぱり企画政策課長も本気で考えてやっていかないと、今が本当に一番のチャンスだと思うんです。建築費が上がっているんだから、土地が少しでも安いところ、済むようにという考えを持っているんですから、やっぱりそれを考えて補助金を必死になって見つければ、どこか出すところないんですかね。これほど国で騒いでいるのに。

鏡石なんか、健康センターの東側か、東側に造成しているんじゃないですか。これ、なんで鏡石ができるのに天栄村ではできないんですか。鏡石町にいろいろ聞いたらいんじゃないですか。やっぱりそういうのを聞かないと、どのぐらいかかったんですかとか、そういう人の情報も聞かないと、全然前に進まないと思うの。それをやっぱり合う、合わないより、人口を増やすためにはそういうことを考えておかないと、これほどだんだん減っていったら、天栄村に夢も希望もなくなっちゃうでしょう。そうしたら誰も住む人いないですよ。私はそう思っているんですよ。

だから、いろんなこと、隣、須賀川市も今15万で売っているんだけど、どういう造成工事やっているんですかとか、鏡石に聞いたり、まだいろいろ造成工事やっているところに聞いて、どのぐらいかかって、どのぐらいの費用で、補助金はあったんですかとか、ないですかとか聞く必要はあるでしょう。そうやってやっていかないと駄目だと思うんですよ。

また、今、村長言った第2集落排水のあれはマックスで何世帯分で今何世帯分、人数にしていけばどのぐらいあるんですか。今、第2集落排水のマックスって何人なんですか。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） お答えいたします。

農業集落排水の広戸第2処理場の処理能力ですかね、そちらに関しましては一応計画している計画人口が1,050人に対しまして、今年の4月1日現在の接続人口が989人となっております、能力的な割合は94.2%、約95%程度になっておりますので、これ以上大きく人数が増えるには、施設でしたり設備の増設が必要になってくるような状況かなというふうには感じております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 私も時間なくなったから、もう終わるんですが、やっぱりこれは、いろんな問題を抱えているから、やっぱり天栄村に住みたいと思うような、希望が持てるようないろんなこと、人がいないと始まらないんですよ。だから、やっぱり住宅地造成もしながら、村長にはよく考えてやってもらいたいと思います。

以上で私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員の一般質問は以上で終了いたします。

◇ 馬 場 吉 信

○議長（大須賀溪仁） 次に、4番、馬場議員の一般質問の発言を許します。

4番、馬場議員。

〔4番 馬場吉信 質問席登壇〕

○4番（馬場吉信） それでは、通告どおり一般質問を始めます。よろしくお願いします。

村のゴミ減量化・資源化の現状は。

昨年9月定例会にて、ゼロカーボンシティ宣言に関わるゴミの減量化・資源化促進について質問させていただきました。

当時の村長答弁において、ゴミの減量化に向け、村民への意識づけのためのゴミ排出量の周知、生ゴミ減量のための水切りの徹底、紙類の分別を徹底したりサイクルの向上、ゴミの分別と出し方について、各小学校や地区の集まりへの出前講座の実施などを行うということでした。1年が経過した現在までに主に実施した内容について、お聞かせ願います。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

村では、令和7年1月から令和8年3月までを減量の集中期間として、1人当たりの家庭ごみの量を令和4年度の776グラムから100グラム減量することを目標としたごみダイエットを実施しております。減量の鍵は家庭ごみの約8割を占める可燃ごみであることから、生ごみの水切りと雑紙の資源物への分別を推進するチラシを作成し、各家庭への配布とゴミステーションへの掲示により減量化の意識醸成に努めております。あわせて、各小学校や各種団体に対してもチラシの配布と出前講座を実施し、ごみの減量化への協力について呼びかけました。

次に、住民の方に減量への取組をより一層協力していただけるよう、本年度から電動生ごみ処理機購入者への補助金や古紙類リサイクルスタンプ事業を開始したほか、希望者には住民課窓口で生ごみ水切り器を無料配付しております。

そのほか、夏には各家庭で使用しなくなった小型家電や古着などを無料回収してリサイクルするイベントや、親子で学ぶ環境教室を初めて開催するなど、ごみの減量や環境への配慮を意識してもらう事業に取り組んでおります。

今後も村のごみ減量化に向け、行政と住民が一体となり各種取組を推進してまいります。

○議長（大須賀溪仁） 4番、馬場議員。

○4番（馬場吉信） 昨年からのごみの減量化・資源化の取組については、おおよそ承知しているところですが、一つ、昨年夏に実施された小型家電あるいは古着、大分交通渋滞に近いような状況が発生したと。それだけ、ごみに対する考え方と申しますか、理解度が、当初、今、答弁でありました村長の中にも、このチラシのことを指していると思うんですね。非常によく分かりやすく数値目標も実は明記されておまして、分別に対しても細かく分かりやすく書かれているように、実際見た人からの意見と申しますか感想を聞いているところであります。

その点について話また戻りますが、夏に実施した、初めて村のほうで実施した小型家電で
すね、古着、これについての量が把握できていればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 住民課長。

○住民課長（星 裕治） お答えいたします。

今年実施いたしました小型家電と古着の回収イベントの量ですが、小型家電のほう
が2,015キロ、古着のほうが1,020キロということで、当日は130人を超える住民の方が
来られました。

○議長（大須賀溪仁） 4番、馬場議員。

○4番（馬場吉信） 小型家電が2トン強ですね。古着が1トンということで、初めての
計画としては当初想定よりは非常に多かったと。そのために渋滞も起きたんだと思
うし、なおさらこういうこと、また4月以降、来年度、計画をして少しずつごみ
に対する考え方、あるいは思いですね、そういうものがまたステップアップして
いければ、これは何よりだと思いますし、継続的に進めていただければと思
っております。ごみが増えれば、それだけ集める費用も燃やす燃料も、最終
処分場の負担、これも増えてきます。

それから、ちょっと話を進めていきますが、今年度ごみの減量作戦で1人
当たり、今、村長のお話がありました776グラムを670、100グラム、チラシ
の中ではコンビニのおにぎり1個分ぐらいですよということで目標を掲げ
ましたが、年度末、来年の3月31日までの年度末までの見通しですが、
数値目標、100グラムの目標を立てたんですが、その着陸する予想
ですね、およそ目標に対して達成ができそうなのか。おおよそあと3
か月、冬場の排出量の過去のデータもあるかと思えますけれども、
それにほぼほぼ近づくのか、あるいはこれ達成できそうですよとい
うことがあるのか。なってみないと分かりませんが、見通しとして
こんな感じですよということも、説明がしてもらえらるんではあ
ればお願いしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 住民課長。

○住民課長（星 裕治） お答えいたします。

今年1月から令和8年3月まで、みんなでチャレンジ減量作戦に取
り組んでおります。今年1月から10月まで、今現在の平均につ
きましては692グラムであります。目標の676グラムはまだ達成
しておりませんが、残り4か月、達成できるように、ごみ減量啓
発に努めてまいります。

○議長（大須賀溪仁） 4番、馬場議員。

○4番（馬場吉信） 達成に向けて努力することなので、また引き
続きごみ減量作戦の周知は続けていってほしいと思います。岩瀬
管内、須賀川の処分場、焼却施設含めてなんです。当初スタート
のときに、天栄村の家庭ごみは県中ワーストワンですというふう
な内容でチラシが作成、注意喚起ということで、このチラシにな
っているかと思うんですが、管内、

須賀川、鏡石、それと天栄村、実際、本村の家庭のごみの量と、管内で排出量が何番目なのか、悪い順から数えて天栄村は何番目なんでしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 住民課長。

○住民課長（星 裕治） お答えいたします。

管内の順位につきましては、天栄村は3番目になっております。

なお、令和6年度の量で見ますと、参考までに須賀川市が706グラム、鏡石が681、天栄が728です。また、先ほどありました今現在取り組んでいる期間におきましては、須賀川市が666、鏡石が637、天栄が692グラムで、こちらのほうも3番目となっております。

○議長（大須賀溪仁） 4番、馬場議員。

○4番（馬場吉信） 了解です。令和7年度、須賀川市が666、鏡石が637、天栄村が692、一番排出量が多いんですね。広報誌等でも毎月広報誌に、先月もですけれども、排出量が1人当たり、これが載って、家庭ごみ1人当たりの100グラム減らそうキャンペーンの文言ですけれども排出量が明記されております。注意喚起ということであれば、よりよくこういうものを周知して、まだまだ頑張りましょうねというようなことをあわせて推進していただければ下がっていくというふうに、下げなきゃなんないんですね。みんなで協力しながら、ごみに関して関心を持って進めていっていただくことですね。それに向かって進んでいければ何よりだと思います。

ごみって一口で言っても4種類ですね。可燃、不燃、資源、粗大と4種類に分類されるわけですけれども、ごみの減量といいますか、何から取り組めばいいのか、4種類、今話しましたけれども、4種類に関して、はっきり一つの例えば燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ、このことについてこうしましょうということだと伝わりやすいような気がするんですね。

例えば、春は生ごみ、これは燃えるごみの一つですけれども、水分量を減らすことで量は圧縮されるということでございます。夏はプラスチック、この分類といったように季節ごとにテーマを決めて取り組む種別の減量キャンペーン、それぞれのごみの種類のキャンペーンを行ったらいかがかなというふうに考えております。

ここのチラシにあります、天栄村の家庭ごみで燃やせるごみが全体の84%、これが燃やせるごみだというふうに明記してございます。これを一番多いものですね、取っかかりは、それを減量化することが成果を出す近道だと思いますが、いかがでしょうか。

あわせてですが、特に生ごみの減量がキーワード、今の話のとおりなんです、取り組み、今までやっていること、これからこんなことをして、この84%を圧縮しようというふうな考え等があればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 住民課長。

○住民課長（星 裕治） お答えいたします。

まず、先ほどありましたテーマを決めて実施することはよいことだと思います。例えば先ほどありましたように、今回初めて実施いたしました小型家電、古着の回収イベント等は、住民の方にとっても好評でした。例えばその実施する時期に、その時期だったらリサイクルをテーマを決めてやるとか、そういったのを実施すれば可能だと思います。

あと、今回初めて天栄村独自の県の事業を使いまして、ごみの組成調査を実施いたしました。それで、やはり先ほどの表と同じように燃えるごみが8割という結果が出ました。その中でも、生ごみの量が3割以上をやはり占めておりました。それで、ごみ減量には生ごみの減量が一番じゃないかということで今回分かりました。

今回、生ごみを減らす方法としましては、1月からやっておりますとおり、一番は水切りの徹底、こちらになると思います。その一つの方法としまして、今現在、役場のほうの窓口と湯本支所のほうで配付しております水切り器のほうを住民の方に配付しております。そちらのほうを皆さんにもうちょっと配付したいと思います。あと、また今年度実施したんですが、各種団体のほうに出前講座を私どものほうで行って行っているんですが、そちらの際にも、こちらのほうのグッズの配付をいたしたいと思います。

あと、今年から補助を出しています電動生ごみ処理機のほうなんですが、こちら今回補助を出した方にモニターということで、どのくらい減ったかという量を調査してもらっています。あと、アンケートも今回取っております。そのアンケートの結果としましては、皆さん、お使いいただいた方がとても便利だという方が多く、生ごみの減少率も多い方で9割減ったということの声も聞きましたので、こちらのほうの周知を図っていききたいと思います。

以上です。

○議長（大須賀溪仁） 4番、馬場議員。

○4番（馬場吉信） 取り組み、それと電動生ごみ処理機ですね。それで、モニターの人から9割減りましたと。すごくその部分では効果が出たし、検証も出たというふうに理解するし、判断するところでございます。

どうしても、これからまた数値目標を下げていくのに、できればというか、やっていく一つの案として、大人だけではなく、これから次代を担う子どもたちにも、ごみのことについていろいろ知ってもらおうということが大切ですね。2050年に向けたカーボンニュートラル、私たちがずっとそれは見守っていく、年を重ねていくわけですがけれども、今の子どもたちは2050年に直面するわけですから、私たちは私たちの世代として一生懸命、子どもたちの支援、ごみについていろいろ知っていかうねというようなことは、文字どおり重要な役目だと思います。

子どもという話を今引き合いに出させてもらったのもそうなんですけれども、学校ですね、これは教育委員会さんのほうにも関係してくると思うんですけれども、学校に呼びかけをす

るなりしてリサイクル、ごみ減量化、こういういいチャレンジのスタートがあるものですから、標語の募集なんかをしてはいかがですかねということなんですね。広く知ってもらおうということで標語の募集、私なりに標語の募集がいいかなと思って今話をさせてもらっております。

そして、標語、これはいろんな形で決め方はあると思うんですけども、選定された標語ですね。これを広報誌とか、あるいは、くらしの健康カレンダー、この日はこの日、この日はこの日、生ごみというか燃えるごみの日ですよ、火曜日と金曜日ありますけれども、そのカレンダーにも標語を入れるとか、いろんな形でその標語を活用していくということですね。

あとになりますけれども、ごみ収集車移動しますから、そういう標語が収集業者さんの車に表示してあると、すごく取り組む形、何か標語が目に入ってきて、すごく効果があるように思いますし、見える化といいますかね、そんなこととしてはどうですかと。文字どおり、それももとよりなんですけど、家庭ですね、それぞれの家庭でごみの話が自然に出るように、ああ、それ、ペットボトルきれいに洗って出すほうがいいんじゃないかとかね、普通にそういうごみのことが家庭の中で話に出るような形になれば理想だと思っております。

そういうことも含めてなんですけど、周知のための勉強会の開催に付随した中で、須賀川市のごみ焼却施設、衛生センターですね、これの見学、あともう一つはごみの収集の業者さん、私たちはごみを出すほうなんですけれども、集める業者さんからの視点でのごみ、こういうふうにしてもらいたいと。きれいにすることはもちろんなんですけど、分別はこういうふう工夫してくれと、そのようなアドバイス、助言というんですかね、そういうこともうまく取り込んで、それをまた皆さんに話していくと、こういうことも非常に大切な環境学習の一つだと思っておりますけれども、今後のごみの減量作戦の一環として、担当課長、いかがですか、標語とか含めてなんですけど、考えあればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（大須賀溪仁） 住民課長。

○住民課長（星 裕治） お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、ごみ問題につきましては今後とても大事なことであります。私どものほうでも、今年におきまして各学校にチラシの配布、出前講座を実施いたしまして啓発活動を実施してきました。また、今年度におきまして、親子で学ぶ環境教室と、エコものづくり教室ということで、子どもだけでなく親子での環境への理解を考える機会をつくりました。また、各小学校育成会などで廃品回収を実施しております。そちらのほうにも村のほうから補助金を出しております。その活動自体も親と子が一緒になって、ごみ啓発活動につながっていると考えております。

先ほどありました標語の募集におきましては、標語自体は分かりやすいメッセージを持っているという点で一定の効果があると思われれます。こちらのほうは、私どもだけでなく関係

機関のほうと協議の上、今後検討していきたいと思っております。

また、先ほどありましたごみ焼却施設への見学につきましては、既に今年ですね、村内の2校が衛生センターのほうに視察には行っておりますので、引き続きその他の学校にも啓発していきたいと思っております。

以上であります。

○議長（大須賀溪仁） 4番、馬場議員。

○4番（馬場吉信） ありがとうございます。

見学に行かれた学校、2か所。4校ありますけれども、どことどこですか。

○議長（大須賀溪仁） 住民課長。

○住民課長（星 裕治） お答えいたします。

牧本小学校と大里小学校です。

○議長（大須賀溪仁） 4番、馬場議員。

○4番（馬場吉信） いろいろ予定あると思うんですけれども、残りの湯本、それと広戸小学校、行けば、現場を見るといろいろと感じる場所は多分にあると思われまますので、その辺もカリキュラムを組んで、ぜひとも分け隔てなく衛生センターの見学は推進していただきたいと思えます。

これもまた住民課長になると思うんですけれども、分別の仕方、要は標記したマグネットシート、マグネットで押さえたクリアにしたごみの分別、ごみステーションに標記しましたが、非常にあれは効果が、私どものほうのごみステーションでも当初は目につくところに貼っていたんですが、外にね。劣化すると、あれ駄目になるよねと。昔は紙だったんですけれども、非常にそれも見える化になったので効果を感じているところなんです、村内のごみステーション、全部で八十数か所とは聞いていたんですけれども、減ることはないでしょうけれども、今、ごみステーションは何か所ございますか。

○議長（大須賀溪仁） 住民課長。

○住民課長（星 裕治） お答えいたします。

84か所です。

○議長（大須賀溪仁） 4番、馬場議員。

○4番（馬場吉信） 84か所、了解です。ラミネート加工もしてあって貼りやすいところに室内に貼って、私のところはきれいにしていますし、汚れたときもマグネットを外して洗って、またマグネットで標記するというようにしています。

ごみの収集業者さんに話でもして、屋外、要はドアのところの引き戸のところに貼ってあるよりは中に貼ったほうがいいので、そういうことも推進していただけたらというふうに思っております。

ごみについてですけれども、総務課長に今度なろうかと思いますが、ごみの減量化に対してですけれども、今、防災無線、少し更新のためにお休みしていますけれども、防災無線とかも今後、放送が開始復旧した後、毎日の放送の中で防災無線は多くの村民の皆さんが耳にするものですね。そこで、ごみの日に合わせて、今日はマルマルごみの日ですよとか、あるいは、くらしの健康カレンダーに粗大ごみ、これ月1回、それとプラスチックごみですね、それが月2回ということなんです、思いのほかカレンダーを見ているものの、ついつい忘れちゃって、収集車が立ち去ってから、ああ、今日そうだったな、そんなことが実は我が家でもあります。

そこで、今後ごみの減量化を推進していく上で、今日は資源ごみの日ですよとか、あるいは今日は生ごみの日ですよ、水分を切って出してくださいねとか、その区分ごとのルールを呼びかけをすれば、短い呼びかけですね、意識づけにつながるように思います。防災無線を使って、こうしたごみ減量や分別の呼びかけをする考えについて、総務課長、どうでしょうか。思いといたしますか、これからについて、そういうふうな思考があればお聞かせ願えませんか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

現在、ごみの収集日などのお知らせは、先ほど来ありましたようにカレンダーなどで周知をしております、それで住民の方々にお知らせしているところでございますが、収集日が分からないというような問合せに関しましては今ほど伺いまして、総務課のほうでは今までちょっと把握していなかったというところでございます。

ただ、今ご提案いただきました件に関しましては、皆様方にお知らせする際の手段といたしましては、ごみの出し忘れ等に関しましては有効であるというふうに認識をしたところでございます。

ただ、全てのごみの収集日に防災行政無線にてお知らせするという事は、なかなか難しいと考えているところでございますので、今後、ごみの種類や啓蒙の呼びかけの放送または頻度や時間帯、またそのタイミング等に関しましては、ほかの防災無線で流す放送との調整をしながら、また担当と協議を行いまして検討してまいりたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 4番、馬場議員。

○4番（馬場吉信） おっしゃるとおりで、防災無線の有効活用、ごみに関しては、これもできればなんですが期間を決めて社会実験としてやった結果を検証しつつ、うまく減量作戦の周知徹底につながっていくことを期待したいと思います。防災無線の活用については、なるべく検討、実施のほうでお願いしたいと思います。

ごみの減量に関してですけれども、1年で急に結果が出るものではないですね。少しずつ続けていくこと、ステップアップ、要は数字ができて自信をつけていくことが大事だと思っております。

そこでなんですが、来年度に向けて村として1人当たりのごみの量、4月以降ですね、どのぐらいを減らしましょう、数値目標があれば数値目標をこんな感じでいきたいということ、具体的に取り組む、こんなことをして、ちょっとまだ下げられますよということがあれば考えられること、できるかどうかは別としても、そういうことが話題になることが大切なことなので、その辺お聞かせいただければと思います。

○議長（大須賀溪仁） 住民課長。

○住民課長（星 裕治） お答えいたします。

来年度の目標ですが、現在実施しています減量作戦と同じく、1人おにぎり1個、100グラム減量を目指し、引き続き670グラムを維持できるように目標を決めたいと思います。そちらのほうで達成しましたら、次のステージということでチャレンジしていきたいと思っております。

そのためには、先ほどありましたとおり毎月広報で住民の皆様にお知らせしまして、目標に向かって達成できるように、行政と住民が一体となってごみ減量化に取り組んでいきたいと思っております。

重点事項につきましては、先ほど来からありますとおり生ごみの減量が一番ですので、水切りの徹底のほうを今後も周知していきたいと思っております。

以上です。

○議長（大須賀溪仁） 4番、馬場議員。

○4番（馬場吉信） まずは今進んで、ある程度量が減ってきていますから、進めていくと数値、排出量は安定してくると思うんですね。その安定を見て、また少しずつチャレンジのグラムを減らしていくと、それがすごく持続可能な形になろうかと思っておりますので、取り組みのほう、よろしく申し上げます。

ごみの減量は行政だけで頑張っても進みませんし、住民だけをお願いしてもうまくいかないと思います。村と村民が一緒になって、できることから少しずつ少しずつ取り組んでいくことが何より大切だと思います。ぜひ今後も分かりやすく続けやすいごみ減量の取り組みを進めていくということを当面の目標としてやっていけたらというふうに思っております。

私自身も村民の一人として皆さんと一緒に取り組んでいくことを申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大須賀溪仁） 4番、馬場議員の一般質問は以上で終了いたします。

ここで暫時休議いたします。

45分まで休みます。

(午後 3時31分)

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 3時44分)

◇ 石 塚 喜 吉

○議長（大須賀溪仁） 次に、2番、石塚議員の一般質問の発言を許します。

2番、石塚議員。

[2番 石塚喜吉 質問席登壇]

○2番（石塚喜吉） それでは、天栄村村議会会議規則によりまして一般質問を行います。
村内の防犯体制の取り組み状況について。

近年において、全国的に凶悪犯罪や空き巣被害等、様々な事件が報道されておりますが、
村内において凶悪犯罪はないものの、空き巣被害等の事件は起きてきていると伺っております。

そこで、村における防犯対策についてどのような取り組みが行われているのか、また、村
内の防犯カメラの設置状況はどうなっているのか、伺いたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

[村長 添田勝幸 登壇]

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

村の防犯対策といたしましては、各行政区から要望があった箇所への防犯灯の設置や、各
家庭において防犯カメラを設置した場合の補助を実施しております。さらに須賀川警察署及
び村駐在所から提供いただいた空き巣情報等を防災行政無線及びLINEによる広報や文書
の回覧で住民に周知、注意喚起を行っております。また、村防犯協会では、毎年12月に年末
年始特別警戒防犯活動として村内の事業所を訪問し啓発活動を行っております。

次に、村内の防犯カメラの設置状況につきましては、役場や各小学校などの公共施設や国
道などの主要道路に27か所設置をしております。また、令和6年度から個人宅の犯罪抑止力
を目的として住宅用防犯カメラ設置事業補助金を開始し、現在まで30件の申請をいただい
ております。

今後につきましても、引き続き関係機関との連携を図りながら防犯対策をさらに強化し、
安全・安心な村づくりを進めてまいります。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 村内の防犯カメラの設置台数は27か所ということですが、具体的な場所

とかはお知らせはできないんですかね。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

詳細までは、どこどこまで細かな点まではあれなんですけど、防犯カメラは先ほど申しましたように公共施設と主要道路に設置しているところがございます。

まず、施設に関しましては役場や健康保健センター、生涯学習センターや各小学校にも設置しておりまして、そちらが合わせて14か所でございます。また、道路に関しましては国道や県道などに13か所設置しまして、合わせまして27か所設置しているところがございます。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 村施設の防犯カメラの監視は、どのような形で監視を行っているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

まず、村施設の防犯カメラに関しましては監視モニターで監視をしております、約100日間の録画の機能を有しているところがございます。

続きまして、主要道路に設置しております防犯カメラにつきましては、監視モニター等はございませんが録画機能がついております、約30日間の録画ができるようになっております。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 監視を行っているということですが、それは誰が見て、どのような場合に不審者が来たとか、そういう対応を誰が取るのかお聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

まず、施設に関しましては、まず村の施設のほうでございますが、役場のほうに関しましては総務課のほうの隣にございまして、役場に関しましては玄関先は自由に入れますが、そのほかに関しましては施錠システムがございますので、通常そちらのほうから一般の方々が入れないようになっておりますので、そこはそういうような形で対応しております。

また、保健センターに関しましては、玄関口、通常は施錠しておりますが、玄関口等からの進入の部分だけでございますので、また、カメラの向きが駐車場とかそちらのほうを向いているということで、そちらのほうを職員が監視しているところがございます。

また、各学校におきましても職員室のほうに設置をされておりますので、先生方が常に監視しているというふうに承知しているところでございます。

また、道路に関しましては、監視というよりも、ずっと常に定点を録画をしております、万が一何かあった場合には、そのデータを取り寄せて防犯対策に寄与しているというところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 各学校にもカメラは設置されているようですが、その監視方法というのは、例えば役場だったら総務課でやっている。学校の場合は、どなたが監視しているのか。また、学校は何台くらいのカメラが設置されているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 小山泰明 登壇〕

○教育課長（小山泰明） お答えいたします。

各学校は基本的に1台ずつのカメラが設置されていると記憶しております。監視につきましては、つきっきりで先生が監視しているのではなく、先生方が必要に応じてモニターを監視しているというような状況でございます。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 学校などは、いろんなところから入ることができると思うんですが、1台だけの設置で、今後ほかに体育館とか別のほうから入ってこれると思うんですが、そういった設置を増やすという考えはないんですかね。

○議長（大須賀溪仁） 教育長。

〔教育長 長場壮夫 登壇〕

○教育長（長場壮夫） 先ほど課長が学校、基本的に1台というふうな話ありましたが、1年ぐらい前に牧本小で子どもがマッチを擦って遊んでいたということがありまして、それを防犯カメラで見たところ、鮮明に映っていないということが分かりまして、牧本小については、もう一台設置してあります。

今後、体育館とか裏のほうにも必要であれば検討していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 今も教育長からあったように、いろんなところについていけば、いろんな部外者が来たりとか、それと子どもたちがいじめられているとか、そういったのもカメラで監視できると思いますので、少し増やすようにお願いしたいと思います。

あと、次に各家庭において防犯カメラを設置した場合の補助金制度を行っていると思いますが、現在までの申請の件数はどのくらいあったのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

住宅用防犯カメラ設置事業の補助金に関しましては、令和6年度から開始をいたしまして、昨年令和6年度が20件、令和7年度、今年でございますが今まで10件ございまして、計30件の申請がございまして補助金を交付しているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 前年が20件、今年が10件、30件ぐらいしか申請がないということですが、その申請の金額ってどのくらい出しているのか分かりますか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

補助金の額の総額ということだと思いますが、令和6年度に関しましては約80万円弱。今年度まだ途中でございますが、今年度につきましては35万弱というところでございます。

なお、補助金に関しましては、1件当たり5万円を限度で補助を出しているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） そうすると、その補助金の制度はどういった形で村民の方にお示しているのか、ちょっとお聞きしたいんですけども、分かりますかね。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

お配りした日にち等はちょっと定かではないんですが、住宅用の防犯カメラの購入の補助をしますということで、区長さんを通じまして回覧を回させていただいた経過がございます。その後これが何回あったかというのは、今現在ちょっと承知はしておりませんが、そういった形で住民の方々に周知をしたという経過がございます。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） まだまだその申請の件数が少ないように思われるんですが、今後も、もうちょっと周知を徹底していただきたいと思います。

あと、次に他市町村においても防犯カメラの補助金の制度の取組をしている自治体はあるのか、また補助金の制度がある場合は、どの程度の補助を行っているのか、分かる範囲でお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

他町村においてのこの防犯カメラの補助金の件でございますが、把握している限りということでございますが、県内では7市町村が実施しているということでお聞きしております。

補助額につきましては、定額から2分の1、4分の3までございますが、金額といたしますと2万円から5万円を上限としているというふうに伺っておるところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 他市町村でも2万円から5万円の補助ということですので、村も引き続きその程度の補助はお願いしたいと思っております。

あと、先日行われた子ども議会の中で農道の街灯設置についての質問があったと思っておりますが、一昨年も同じ質問がありました。各地区の通学路になっていると思われまます農道がまだまだ暗い場所が多く、街灯が必要と感じているということですが、今後の村としての対応はどのように考えているのか、お聞かせ願いたいと思っております。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

今ほどのご質問、この間の子ども議会でもございましたので、そのときも答弁をさせていただきましたが、通学路として利用している農道への設置につきましては、今時点では各行政区からの要望が少ないということから、今後、学校と協議をいたしまして、必要な箇所があれば関係機関と協議をし、設置を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 行政区からは、多分要望が農道はないと思っておりますので、やっぱり学校と協議してもらって、学校でどこがやっぱり大事なのか、また暗いときに行かないと分からないと思っておりますので、その辺はきちんと対応を取ってやってほしいと思っております。

次に、現在の村内の防犯灯の工事の発注方法ですが、どのような形で発注を行っているのか、また、防犯灯の設置費用はどのくらいかかるのかお聞きしたいと思います。分かればお願いします。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

この防犯灯の設置に関しましては、行政区からの要望に基づきまして、その要望箇所に、まず電柱等があれば、その電柱を立てた設置機関等に防犯灯の設置の許可をいただきまして、

もしそれで大丈夫でしたらば、そこで施工業者に発注しているところでございます。

また、電柱等がない場合については、地権者にご承諾をいただきまして、その場所に希望箇所にポールを設置しまして、防犯灯を取り付けているという状況でございます。

ただ金額につきましては、その場所等や設置方法、様々ではございますが、大体機器及び設置を含めて約20万円程度が1基当たりかかると認識しているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 村内の夜間の国道や集落内の照明は他市町村に比べ暗いように感じます。LED照明は明るい照明と認識しているので、なぜ暗いのか。設置数が少ないためなのか分かりませんが、そこで現在設置しておりますLED照明の種類しかないのか、調べたことがあるのか、お聞きしたいと思います。

また、太陽光発電機内蔵の防犯灯があれば電気代もかからないと思いますが、調べたことはあるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

現在、村で設置している主なLEDの防犯灯の明るさは、単位がありますが約760ルーメンという明るさのものを使用しております。

ほかの種類防犯灯がないかというご質問でございますが、一般的な防犯灯では、そのほかに1,100ルーメンというものもあるというふうには伺っておりますが、現在、夜間の歩行に支障がないというふうに考えているため、現在のものを使用しているところでございます。

次に、太陽光蓄電機の防犯灯の話でございますが、設置費用に今のところ幅はございますが、1基に要する経費が約150万程度というふうには認識をしているところでございます。先ほどの従来の防犯灯の設置の費用と比較しますと、かなり高額な金額となっておりますので、またその後に太陽光の防犯灯に関しましては蓄電池を装備したりとか、また太陽光でございますのでパネルが設置されていると思います。そちらのほうも多分年数がたちますと、またそちらも交換するということで、そういった費用もそういった場合にはかさむというふうに考えているところでございますので、その費用対効果を考えますと、現時点におきましては太陽光の防犯灯に関しましては導入は難しいのではないのかというふうに考えております。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 太陽光発電内蔵の防犯灯は随分高いですね。

それはちょっと置きまして、じゃ次に、各家庭の防犯灯の設置にも補助金を出して、少しでも設置費用の負担をしてやれば、各家庭で設置して集落内も明るくなりますし、防犯カメ

ラと防犯灯の双方の設置に対して補助金を出してやれば村内の防犯対策にもなり得ると思いますが、両方設置の補助金の検討ということは考えたことはないのでしょうか、お聞きします。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

まず、防犯灯の補助金ということでございますが、今現在は各個々に対しましての防犯灯の補助金はございません。今現在におきましては、家電量販店等におきましても感知式、人が通るとつくような屋外用の電灯が安価で大量に販売されているというふうな認識もございますので、現時点におきましては防犯灯の補助金等は考えていないところでございます。

しかしながら、先ほどからございます防犯カメラにつきましては、犯罪等の未然防止や犯人の特定等、そういったところに非常に有効でございますので、引き続きこの補助制度、先ほど議員からご指摘ありましたように周知をさせていただきながら、さらなる防犯対策につなげてまいりたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 防犯カメラの補助金の申請も少ないように思いました。もっと申請率を上げるよう努力をしていただき、村内の防犯体制の強化に努めていただきたいと思います。

以上で私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員の一般質問は以上で終了いたします。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

◎延会の宣告

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

日程の途中ではありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

どうもご苦労さまでございました。

なお、明日は午前10時から開催いたします。よろしくお願いいたします。

（午後 4時09分）

1 2 月 定 例 村 議 会

(第 2 号)

令和7年12月天栄村議会定例会

議事日程（第2号）

令和7年12月3日（水曜日）午前10時開議

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 1 号 | 天栄村税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 2 号 | 諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | 天栄村県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 天栄村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 天栄村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 天栄村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 10 号 | 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 11 号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 12 | 議案第 12 号 | 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 13 | 議案第 13 号 | 財産の取得に関し議決を求めることについて |
| 日程第 14 | 議案第 14 号 | 湯本デイサービスセンターの指定管理者の指定について |
| 日程第 15 | 議案第 15 号 | 天栄村農林水産物直売施設の指定管理者の指定について |
| 日程第 16 | 議案第 16 号 | 令和7年度天栄村一般会計補正予算について |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（7名）

1番	齋藤 寿 昭	2番	石塚 喜 吉
4番	馬場 吉 信	6番	服部 晃
7番	小山 克 彦	9番	円谷 要
10番	大須賀 溪 仁		

欠席議員（2名）

3番	吉成 邦 市	5番	大浦 トキ子
----	--------	----	--------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添田 勝 幸	副 村 長	揚妻 浩 之
教 育 長	長場 壮 夫	参事 兼 総務課 長	小山 富美夫
企画政策課長	森 和 昭	税 務 課 長	塚目 弘 昭
住 民 課 長	星 裕 治	健康福祉課長	芳賀 信 弘
産 業 課 長	大木 伸 一	建 設 課 長	関根 文 則
参事 兼 会計管理者	熊田 典 子	湯本支所長	星 淳
教 育 課 長	小山 泰 明	生涯学習課長	櫻井 幸 治

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	黒澤 伸 一	書 記	鈴木 政 則
書 記	石井 貴 也		

◎開議の宣告

○議長（大須賀溪仁） おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は7名であります。

よって、定足数に達しております。

3番、吉成議員及び5番、大浦議員より、病気加療のため欠席の届出がありました。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（大須賀溪仁） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第2号をもって進めます。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第1、議案第1号 天栄村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長。

〔税務課長 塚目弘昭 登壇〕

○税務課長（塚目弘昭） おはようございます。

議案第1号 天栄村税条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月2日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村税条例の一部を改正する条例。

天栄村税条例（昭和30年天栄村条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「督促手数料、」を削る。

第21条の前の見出しを削り、同条及び第22条を次のように改める。

第21条及び第22条、削除。

附則。

（施行期日）

第1条、この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条、この条例の施行前に発付した督促状に対する手数料については、なお従前の例に

よる。

提案理由をご説明申し上げます。

お手元の資料、議案第1号説明資料をご覧ください。

今回の改正につきましては、自治体業務標準化に伴い納付書の様式が全国统一され、令和8年度以降の納付書について、督促手数料の手書き記入ができない様式へと変更されるため、納税者の納付の利便性の向上と、本村における徴税業務の効率化及び徴税コスト削減のため、督促手数料を廃止するために所要の改正を行うものであります。

新旧対照表にてご説明申し上げます。

第2条第2号につきまして、「督促手数料」の文言を削除するものであります。

第21条につきまして、督促手数料の条文を削除するものであります。

なお、現在、督促手数料を徴収している状況につきましては、県内において天栄村を含め3市7町3村であり、県中管内市町村におきましては、天栄村のみが督促手数料の徴収を行っている状況であります。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第2、議案第2号 諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 3 ページをお願いいたします。

議案第2号 諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月2日提出、天栄村長、添田勝幸。

諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例。

諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和42年天栄村条例第21号）の一部を次のように改正する。

題名中「督促手数料及び」を削る。

第3条を次のように改める。

第3条、削除。

附則。

（施行期日）

第1項、この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2項、この条例の施行前に発付した督促状に対する手数料については、なお従前の例による。

（天栄村道路占用料徴収条例の一部改正）

第3項、天栄村道路占用料徴収条例（昭和60年天栄村条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条中「諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例」を「諸収入金に対する延滞金徴収条例」に改める。

提案理由をご説明申し上げます。

説明資料2ページをお願いいたします。

今回の改正は、天栄村税条例における督促手数料の廃止を踏まえ、諸収入金に対する督促手数料を廃止するため所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げます。

まず、題名から「督促手数料及び」を削除しまして、題名を「諸収入金に対する延滞金徴収条例」といたします。

次に、第3条に「督促手数料」の条文がございましたが、廃止をするため、この条文を削除するものでございます。

また、今回の附則において、「天栄村道路占用料徴収条例」の一部を改正いたします。これは、当該条例第6条に今回上程いたしました条例名が記載してあったため、変更するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第3、議案第3号 天栄村県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） 議案第3号 天栄村県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月2日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例。

天栄村県営土地改良事業分担金徴収条例（平成23年天栄村条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

附則。

（施行期日）

第1項、この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2項、この条例の施行前に発付した督促等に対する手数料及び延滞金については、なお従前の例による。

提案理由をご説明申し上げます。

お手元の議案説明資料3ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、天栄村税条例における督促手数料の廃止を踏まえ、天栄村土地改良事業分担金の督促等を廃止するため所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表によりご説明申し上げます。

第4条の文言を削り、第5条を第4条に繰り上げる改正となるものでございます。

説明は以上です。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第4、議案第4号 天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘） 7ページをお願いいたします。

議案第4号 天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月2日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成27年天栄村条例第3号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の規定は、令和7年10月1日から適用する。

提案理由を申し上げます。

今回の改正は、児童福祉法の一部改正に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたため、所要の改正をするものでございます。

改正内容につきまして、議案説明資料4ページをお願いいたします。

新旧対照表によりご説明申し上げます。

第25条の改正でございますが、児童福祉法の改正におきまして、第33条の10に新たに項が設けられたため、引用条項を改めるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第5、議案第5号 天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘） 9ページをお願いいたします。

議案第5号 天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月2日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。
天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年天栄村条例第4号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項を次のように改める。

第2項、家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断。
利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断。

乳幼児に関する健康診査。

利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断。

第23条第2項中「修了した保育士」の下に「若しくは福島県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下これらを「保育士」という。）を加える。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、令和7年10月1日から適用する。

提案理由を申し上げます。

今回の改正は、児童福祉法の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたため、所要の改正をするものでございます。

改正内容につきましては、議案説明資料5ページをお願いいたします。

新旧対照表によりご説明申し上げます。

表の上段が改正案、下段が現行でございます。

第12条の改正でございますが、法第33条の10に新たな項が設けられたために、引用条項を改めるものでございます。

次に、第17条の改正でございますが、保育施設の入所、利用開始に当たり、既に乳幼児の健康診査が行われており、その内容が保育所等の健康診断に相当すると認められるときは、保育所等で実施する健康診断の全部または一部を行わないことができ、行われた診査の結果を把握することとするよう改正されたものでございます。

続きまして、6ページの第23条の改正でございますが、地域限定保育士制度の一般制度化に伴いまして、保育士に地域限定保育士を含む内容を追加するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第6、議案第6号 天栄村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘） 12ページをお願いいたします。

議案第6号 天栄村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月2日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

天栄村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27天栄村条例第5号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士」の下に「（福島県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は福島県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士）」を加える。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の天栄村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、令和7年10月1日から適用する。

提案理由を申し上げます。

今回の改正は、児童福祉法の一部改正に伴いまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正となったため、所要の改正をするものでございます。

改正内容につきましては、議案説明資料7ページをお願いいたします。

新旧対照表によりご説明申し上げます。

表の上段が改正案、下段が現行でございます。

第10条の改正でございますが、平成27年度から始まった地域限定保育士制度の一般制度化に伴いまして、第3項第1号において、保育士に地域限定保育士を加える内容を追加するものでございます。

次に、第12条の改正でございますが、児童福祉法の第33条の10に新たに項が設けられたため、引用条項を改めるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 附則の中に、公布の日から施行し云々があつて、条例の規定は令和7年10月1日から適用するというふうに書いてありますが、条例の規定の適用というのは、月を遡ってというか、そういうふうにはできるということなんでしょうけれども、これについてちょっと説明をしていただきたいんですけども、どういうことか。これ、議案第5号、第4号にもあるんですが、この辺の解釈について、ちょっと説明していただきたいと思います。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘） お答えいたします。

施行日を令和7年10月1日としましたのは、児童福祉法の規定のほうが10月1日から施行となっているものですから、それに併せた形になってございます。ですので、遡って適用は可能であると考えております。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） ということは、児童福祉法の改正が10月1日に行われて、それに併せて村の条例の文言の改定、改正が行われているということから、適用は10月1日からというふうな解釈で分かりました。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第7、議案第7号 天栄村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） 14ページをご覧ください。

議案第7号 天栄村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月2日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

天栄村後期高齢者医療に関する条例（平成20年天栄村条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条3項を削る。

附則。

（施行期日）

第1項、この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2項、この条例の施行前に発付した督促状に対する手数料については、なお従前の例による。

提案理由をご説明申し上げます。

説明資料の8ページをご覧ください。

提案理由。

自治体業務標準化に伴い納付書の様式が統一され、令和8年度以降の納付書について督促手数料の手書き記入ができない様式変更となることから、保険料納付者の利便性向上と徴収業務の効率化及び徴収コスト削減のため、督促手数料を廃止するため所要の改正を行うものであります。

新旧対照表にてご説明申し上げます。

先ほどありましたとおり、第5条第3項を削るものであります。

説明は以上であります。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第8、議案第8号 天栄村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘） 16ページをお願いいたします。

議案第8号 天栄村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月2日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村介護保険条例の一部を改正する条例。

天栄村介護保険条例（平成12年天栄村条例第10号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

第7条、削除。

附則。

（施行期日）

第1条、この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条、この条例の施行前に発付した督促状に対する手数料については、なお従前の例による。

提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、自治体業務標準化に伴い納付書の様式が統一化され、令和8年度以降の納付書について督促手数料の手書き記入ができない様式へ変更となることから、保険料納付者の利便性向上、徴収義務の効率化及びコスト削減のため、督促手数料を廃止するに当たり所要の改正をするものでございます。

改正につきましては、議案説明資料9ページをお願いいたします。

新旧対照表にてご説明申し上げます。

表の上段が改正案、下段が現行でございます。

第7条の改正におきまして、督促手数料の規定を削除するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第9、議案第9号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 18ページをお願いいたします。

議案第9号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月2日提出、天栄村長、添田勝幸。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（昭和52年天栄村条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の172.5」を「100分の175」に改める。

附則に次の1項を加える。

第14項、令和7年12月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の172.5」とあるのは、「100分の177.5」とする。

附則。

（施行期日等）

第1項、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

第2項、この条例（附則に1項を加える改正規定に限る。）による改正後の議会議員の議

員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第3項、改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由を申し上げます。

説明資料の11ページをお願いいたします。

今回の改正は、県議会議員の期末手当の改定状況を踏まえまして、本村議会議員の期末手当を引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により説明をさせていただきます。

まず、第5条の第2項に期末手当の支給の率に関する条文がございます。現行ではこの率が100分の172.5でございますが、これを100分の175に引き上げるものでございます。

次に、上段の改正案に附則第14項を追加いたしました。これは、本年12月に支給する期末手当に関しましては100分の172.5を100分の177.5に引き上げて支給するというものでございます。

具体的には、説明資料の10ページをお願いいたします。

上の部分でございますが、議案第9号、議案第10号説明資料で説明をさせていただきます。

上段が現行の規定に基づいた表でございます。

現行の期末手当では、6月と12月にそれぞれ100分の172.5を乗じた額を支給しておりますが、今回の一部改正条例によりまして、下段のような率に改正されるものでございます。

下段の右側では、第5条第2項の改正によりまして、令和8年度から6月と12月に100分の175とし、年間合わせて100分の350とするものでございます。

次に、左側では、令和7年度の支給に関してでございますが、令和7年12月に支給される期末手当の率を100分の177.5といたしまして、令和7年度の支給率を合わせて100分の350とするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第10、議案第10号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 20ページをお願いいたします。

議案第10号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月2日提出、天栄村長、添田勝幸。

村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

村長等の給与及び旅費に関する条例（昭和31年天栄村条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の172.5」を「100分の175」に改める。

附則に次の1項を加える。

第20項、令和7年12月に支給する期末手当に関する第3条第2項の規定の適用については、同項中「100分の172.5」とあるのは、「100分の177.5」とする。

附則。

（施行期日等）

第1項、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

第2項、この条例（附則に1項を加える改正規定に限る。）による改正後の村長等の給与

及び旅費に関する条例（以下、「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第3項、改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の村長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由を申し上げます。

説明資料の12ページをお願いいたします。

今回の改正は、県特別職の期末手当の改定状況を踏まえまして、村長等の期末手当を引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により説明をさせていただきます。

まず、第3条第2項に期末手当の支給の率に関する条文がございます。現行ではこの率が100分の172.5でございますが、これを100分の175に引き上げるものでございます。

次に、上段の改正案に附則第20項を追加いたしました。これは、本年12月に支給する期末手当に関しましては100分の172.5を100分の177.5に引き上げて支給するというものでございます。

具体的には、先ほどの議案第9号でご説明申し上げました説明資料10ページの議案第9号と同じ内容となりますので、割愛をさせていただきます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。
ここで暫時休議いたします。11時まで休みます。

(午前10時40分)

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前10時58分)

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第11、議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

[参事兼総務課長 小山富美夫 登壇]

○参事兼総務課長（小山富美夫） 22ページをお願いいたします。

議案第11号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

令和7年12月2日提出、天栄村長、添田勝幸。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、職員の給与に関する条例（昭和41年天栄村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に改める。

第19条第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別紙に関しましては、割愛をさせていただきます。

第2条、職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第19条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

附則。

(施行期日等)

第1項、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

第2項、第1条の規定（別表第1及び別表第2の改正規定に限る。）による改正後の職員の給与に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

第3項、第1条の規定（第18条第2項、第18条第3項及び第19条第2項の改正規定に限る。）による改正後の職員の給与に関する条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（給与の内払）

第4項、この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

提案理由を申し上げます。

説明資料の13ページをお願いいたします。

今回の改正は、福島県人事委員会勧告に準拠いたしまして、職員の給料の改定及び期末・勤勉手当を引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により説明をさせていただきます。

まず、第1条の改正内容についてでございます。

最初に、第18条第2項に期末手当の支給率に関する条文がございます。現行ではこの率が100分の125でございますが、これを100分の127.5に引き上げるものでございます。

次に、同条第3項に、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給率に関する条文がございますが、この率を100分の70から、100分の72.5に引き上げるものでございます。

次に、第19条第2項第1号に、勤勉手当の支給率に関する条文がございますが、この率を100分の105から、100分の107.5に引き上げるものでございます。

また、同項第2号に、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給率に関する条文がございますが、この率を100分の50から、100分の52.5に引き上げるものでございます。

また、別表第1及び別表第2につきましては、行政職及び医療職の給料表の給与月額がその号給ごとに改正案のとおり変更するものでございます。

続きまして、第2条の改正内容についてご説明を申し上げます。

説明資料の21ページをお願いいたします。

まず、第18条第2項の期末手当支給率につきましては、第1条で100分の127.5としたものを100分の126.25とするものでございます。

また、同条第3項の定年前再任用短時間勤務職員の期末手当支給率につきましては、第1条で100分の72.5としたものを100分の71.25とするものです。

次に、第19条第2項第1号の勤勉手当支給率につきましては、第1条で100分の107.5とし

たものを100分の106.25としまして、同項第2号の定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給率につきましては、第1条で100分の52.5としたものを100分の51.25とするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第12、議案第12号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 31ページをお願いいたします。

議案第12号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年12月2日提出、天栄村長、添田勝幸。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年天栄村条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別紙は、割愛をさせていただきます。

附則。

（施行期日）

第1項、この条例は、公布の日から施行し、改正後の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2項、この条例による改正後の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合には、この条例による改正前の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

提案理由を申し上げます。

説明資料の22ページをお願いいたします。

今回の改正は、福島県人事委員会勧告による一般職の職員の給与改定に伴いまして、会計年度任用職員の給料表を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により説明いたします。

次のページに、別表1の会計年度任用職員の給料表の給料月額がその号級ごとに、改正案のとおり、令和7年4月1日から適用するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（大須賀溪仁） 日程第13、議案第13号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

- 参事兼総務課長（小山富美夫） 35ページをお願いいたします。

議案第13号 財産の取得に関し議決を求めることについて。

次により財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年天栄村条例第7号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出、天栄村長、添田勝幸。

- 1、取得する財産及び数量、小型動力ポンプ付積載車1台。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約金額1,155万円、うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額105万円。
- 4、契約の相手方、住所、福島県郡山市久留米三丁目27番地、氏名、株式会社ホシノ郡山支店、支店長、眞柄祥介。

提案理由を申し上げます。

説明資料25ページをお願いいたします。

まず、購入仮契約書でございます。

令和7年11月19日付で株式会社ホシノ郡山支店と仮契約を締結いたしました。

次のページをお願いいたします。

こちらは、入札経過書でございます。

令和7年11月18日に入札を行った経過書でございます。

次のページをお願いいたします。

こちらは、入札に参加した業者の氏名及び開札の結果でございます。

3社が参加し、株式会社ホシノ郡山支店が落札いたしました。

次のページをお願いいたします。

こちらが今回購入いたします小型動力ポンプ付積載車の概要でございます。

まず、車ですが、ダブルキャブ、車両総重量3.5トン未満、6人乗り、オートマ、4輪駆動、ディーゼルエンジンの仕様でございます。

続きまして、積載する小型動力ポンプはB-2級といたします。

附属品は、軽量吸管1本のほか、記載のとおりでございます。

納入場所は、大里北部の丸山地区の3分団第1班に納入予定でございます。

納入期限は、令和8年3月31日でございます。

購入の理由といたしましては、現在3分団第1班が使用しております小型動力ポンプ付積載車が平成10年12月に購入し、今年27年目を経過いたしまして、経年劣化が著しくなったため、更新を行うものでございます。

なお、今回の仮契約では納入期限を令和8年3月31日までと定めましたが、納車までに相当の日数を要するため、議案第16号の一般会計補正予算で繰越明許費の設定の議案を上程する予定でございます。今回の議案と補正予算を議決いただければ、納入期限を令和8年度中まで延長したいと考えております。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第14、議案第14号 湯本デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘） 36ページをお願いいたします。

議案第14号 湯本デイサービスセンターの指定管理者の指定について。

次の団体を湯本デイサービスセンターの指定管理者に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

- 1、管理を行わせる公の施設の名称、湯本デイサービスセンター。
- 2、指定管理者となる団体の名称、社会福祉法人岩瀬福祉会、理事長、善方常敏。
- 3、指定期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

提案理由についてご説明申し上げます。

湯本デイサービスセンターの指定管理期間が令和8年3月31日をもって満了となるため、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間の指定管理者の指定について、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理の期間は、全国の動向、長期的な経営戦略をもって運営いただくため、5年間としております。

募集につきましては、本年10月22日に公告し、11月12日まで募集を行いまして、社会福祉法人岩瀬福祉会1者から応募がございました。11月18日に指定管理者選定委員会が開催され、審査の結果、同日付で、本施設の指定管理者に社会福祉法人岩瀬福祉会が候補者として適当である旨の報告があったことから、これに基づき、本案を上程するものでございます。

議案説明資料の29ページをお願いいたします。

議案第14号説明資料でございます。

29ページから102ページまでが社会福祉法人岩瀬福祉会より提出がありました指定管理者指定申請書でございます。

なお、指定管理委託料につきましては、これまでの施設の運営状況、今後の見込みを踏まえまして委託料の上限を設定いたしまして、42ページにございます管理に係る収支計画書に基づきまして、年700万円としてございます。

なお、令和5年度から令和7年度までと比較いたしまして、年200万円の増となっております。

また、指定管理委託料につきましては、令和8年度から令和12年度までの債務負担行為設定を令和7年度一般会計補正予算に上程をしてございます。

また、103ページから109ページにおきましては、施設の管理に関する協定書（案）として
ございます。議会の議決をいただいた後、協定の締結を進めてまいりたいと考えてございま
す。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑

○議長（大須賀溪仁） 日程第15、議案第15号 天栄村農林水産物直売施設の指定管理者の指
定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） 37ページをお願いいたします。

議案第15号 天栄村農林水産物直売施設の指定管理者の指定について。

次の団体を天栄村農林水産物直売施設の指定管理者に指定したいので、地方自治法（昭和
22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

1、管理を行わせる公の施設の名称、天栄村農林水産物直売施設「季の里天栄」。

2、指定管理者となる団体の名称、株式会社天栄村振興公社、代表取締役社長、添田勝幸。

3、指定期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

提案理由についてご説明申し上げます。

天栄村農林水産物直売施設の指定管理期間が令和8年3月31日をもって満了となるため、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間の指定管理者の指定について、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理の期間は、全国の指定管理料の動向及び長期的な経営戦略を図っていただくため、5年間としております。

指定管理者の募集については、本年10月22日に公告し、同日から11月12日まで募集を行い、株式会社天栄村振興公社1者から応募がございました。11月18日に開催された天栄村指定管理者選定委員会の審査の結果、株式会社天栄村振興公社が候補者として適当である旨の報告があったことから、これに基づき、本案を上程するものでございます。

議案第15号説明資料をお願いいたします。

こちら、110ページから156ページまでが株式会社天栄村振興公社より提出のあった指定管理者指定申請書でございます。

指定管理の委託につきましては、指定管理業務に係る出荷農産物の収集及び公衆トイレや駐車場の管理に係る経費について、これまでの実績や今後の見込みを踏まえ、上限を前年度対比90万円減の900万円として設定しております。

なお、指定管理料につきましては、令和8年度から令和12年度までの債務負担行為を令和7年度一般会計補正予算に上程しております。

また、157ページから168ページにつきましては、管理運営に関する協定書（案）でございます。議会の議決をいただいた後、協定の締結を進めてまいります。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） この指定管理者、村長、まだ継続で見つからなくて代表であるんですか。指定管理者、5年間、この指定管理の募集というのは、範囲というのはどこまで出して募集を求めて、求めた範囲、求めている範囲、1者しかなかったという説明だったけれども、どこまで募集をかけたのか、その範囲を教えてください。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

募集の範囲については、特段定めておりません。あと、募集につきましては、村のホーム

ページと村の公式LINEを活用して広報をさせていただいたところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） 広報誌には出したんでしょうけれども、1回だけですよね、それは多分。募集は、集まらないからって何回も出したというわけじゃないでしょう。1回でしょう、広報誌で。LINEは何回か、ずっと出せばなしで、範囲はどこまで、全国区みたく出しているのか、ちょっとその中身を教えてください。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

村のホームページのほうに募集の広告を、募集のお知らせを載せていただきましたので、こちらは全国から誰でも閲覧できるような状況でございます。また、公式LINEにつきましては、1回のみですが、お知らせをさせていただいたところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） なかなかやりたいという企業とか、そういう方がいないということ、今までどおりの組織、振興公社が1者だけだったということで認定されたということ、それはそれで構わないんですよ。

ただ、村長がいつまでも社長をやっていると、こっちの議案を出している立場で、今度はそっちの、だから、そこら辺はやっぱりなかなか見つからないのもあるとは思いますが、やっぱり早急に社長とかを募集してやらないと、こういう名前は同じようで、いいようにされているように見られる立場がありますので、そこは勘違いされる面もありますので、だから振興公社の社長というのは早急に募集をかけてやるべきだと思うんですけども、そこら辺は村長からは、いや、自分がやりますという考えがあるならそれは構わないんですけども、どっちの意見をどういうふうにするんだか、ちょっと考えを。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

別に私は、社長職に固着しているわけでもないし、やりたいわけでもございませんが、取締役会の中で、なかなか成り手がいないというようなことをご提案いただいて、それを引き受けてきていますので、内部で何とか取締役会でも調整をしまして、私はできれば違う方がいいと思っていますので、そちらについてはまた、ただ、なかなか経営的なもので、私がなっていることによって報酬が無報酬でやっているというような状況で、立ち上げ当初はなかなか厳しい経営環境、指定管理料も頂いておりますが、体制づくりもしながら、またあとは内部からの持ち上げというようなことでも、一度役員会の中でもそんな話もあったものですから、今後なるべく私は、そこには自分ではいるつもりもありませんので、適任者がいればいつでも代わりたいと思っておりますので、ご理解いただければと思っております。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） 役員会で決める、役員会の中でやりたいという人はいないんですか、誰も役員会の中で。そうすると、村長しかいないと、役員って何人かいるでしょう。3人ですか。3人というのは、ずっと今まで変わらないメンバーなんですか、当初から。

では、宗方君だのも、あれは辞めたんだっけか。何とかそれを早急に、村長も確かに大変だろうとは思いますが、早急にやっぱり役員会で協議しながら、それじゃ、今回の5年間は、じゃ誰々、役員の人をお願いするとかという、そういうふうな方向性でもいいんですけども、やっぱりそういう姿勢でやっていかないと、配当金は150万が入ってきたのは、あるような利益が上がっているみたいですから、やっぱり役員は役員で、村長じゃなくてもそろそろ役員会の中で決めてやったほうがいいんじゃないかと思いますので、検討してください。よろしくお願いします。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 季の里天栄の貸与物についての協定書があるんですけども、50万以下は振興公社で修理なりをするというふうに書いてあるんですが、50万以上だと天栄村で負担するというふうなことが書いてあります。

これなんですけれども、今、物価も結構上がっているし、あと貸与物のリストを見ますと、例えばコーヒードリップマシンとかそういうのがあるんですけども、そういう何か消耗品とか耐用年数が短いものとかという、そこまで、多分物価も上がっていたりいろいろ上がっていたりするので、50万以上になると村で買ってほしいというようなことが出てくるかと思うんですよね。

ただ、最初は、開業資金としていろんなものを村で貸与という形で出したということがありますけれども、もうこうやって営業して、それなりにお客さんも入って営業しているわけですから、こういった貸与物に対して50万円以上は村で負担するというような覚書書、覚書、これはもうちょっと上げるとかしないと、振興公社のほうでも物に対してきちんと大事に使うとかそういう考えがなくなってしまうんじゃないかというふうな思いもありますので、これを例えば100万にするとか、あとはもういろんな備品等と冷蔵庫等は、壊れたり買換えするんだったら自分たちでしっかり積立しておいてやるとか、そういうふうなことで今後やっていかないと、何でもかんでも村で負担というふうなことになりかねないと思うんですが、その辺についてはどのように思っていますか。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

貴重な意見、ありがとうございます。そちらの意見を参考に、今後、協定書について見直

し等を検討してまいりたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 見直し等を検討するということは、見直しするということなのでと理解していいんですか。これを今日これで承認すれば、この協定書も承認したことになるんで、それはどういうふうにするつもりですか。

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議いたします。

（午前11時33分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前11時34分）

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

こちら、あくまでも案でございますので、今後、振興公社等と協議をしまして、その内容についてまた改めてご説明したいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） ということは、今日の議決は見送りということなんですか。

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議いたします。

（午前11時35分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前11時52分）

◎延会の宣告

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

議案審議の途中ではありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

どうもご苦労さまでございました。

なお、明日は午後2時から開催いたします。議員の皆さんは、この後、午後1時30分より

全員協議会、その後、各常任委員会を開きますので、議員控室にお集まりください。

お疲れさまでございました。

(午前11時52分)

1 2 月 定 例 村 議 会

(第 3 号)

令和7年12月天栄村議会定例会

議事日程（第3号）

令和7年12月4日（木曜日）午後2時開議

- 日程第 1 議案第15号 天栄村農林水産物直売施設の指定管理者の指定について
日程第 2 議案第16号 令和7年度天栄村一般会計補正予算について
日程第 3 議案第17号 令和7年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第 4 議案第18号 令和7年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算について
日程第 5 議案第19号 令和7年度天栄村介護保険特別会計補正予算について
日程第 6 議案第20号 令和7年度天栄村水道事業会計補正予算について
日程第 7 議案第21号 令和7年度天栄村下水道事業会計補正予算について
日程第 8 陳情審査報告
日程第 9 閉会中の常任委員会継続審査申出
日程第10 発議案第1号 大規模太陽光発電（メガソーラー）に関する意見書の提出について
日程第11 発議案第2号 最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書の提出について
日程第12 発議案第3号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書の提出について
招集者あいさつ

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（7名）

1番	齋藤 寿 昭	2番	石塚 喜 吉
4番	馬場 吉 信	6番	服部 晃
7番	小山 克 彦	9番	円谷 要
10番	大須賀 溪 仁		

欠席議員（2名）

3番	吉成 邦 市	5番	大浦 トキ子
----	--------	----	--------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	添田勝幸	副村長	揚妻浩之
教育長	長場壮夫	参事兼 総務課長	小山富美夫
企画政策課長	森和昭	税務課長	塚目弘昭
住民課長	星裕治	健康福祉課長	芳賀信弘
産業課長	大木伸一	建設課長	関根文則
参事兼 会計管理者	熊田典子	湯本支所長	星淳
教育課長	小山泰明	生涯学習課長	櫻井幸治

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	黒澤伸一	書記	櫻井小百合
書記	石井貴也		

◎開議の宣告

○議長（大須賀溪仁） ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は7名であります。

よって、定足数に達しております。

3番、吉成議員及び5番、大浦議員より、病氣加療のため欠席の届出がありました。

（午後 2時00分）

◎議事日程の報告

○議長（大須賀溪仁） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第3号をもって進めます。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第1、議案第15号 天栄村農林水産物直売施設の指定管理者の指定についてを、昨日に引き続き議題といたします。

産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） 昨日はお時間をいただき、ありがとうございました。

お質しのあった天栄村農林水産物直売施設の管理運営に関する協定書の第7条で規定する対応する物品の取扱いにつきましては、指定管理者と協議の上、改めて議会にご説明をいたしますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 了解しました。

振興公社と指定管理者の締結の前に、お互いに村側と振興公社側、協議するという事なんでしょうけれども、その中で振興公社は振興公社内でこれについて協議する、村のほうも協議すると思いますが、それによって、この物品の貸与、協定書の物品の貸与第7条について、振興公社と、私は指定管理に指定することは異議ありませんが、指定管理の契約を結ぶ前に、議会のほうに、今課長が言われたようにしっかり決まったこと、案を示して議会の了承を得てから契約を結ぶということで約束していただきたいんですけども、それについてはよろしく願います。どうですか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

先ほどいただきました意見のとおり、対応していきたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 了解しました。よろしくお願いします。

終わります。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第2、議案第16号 令和7年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 38ページをお願いいたします。

議案第16号 令和7年度天栄村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和7年度天栄村一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,050万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億5,206万6,000円とする。

（繰越明許費）

第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り

越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条、地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年12月2日提出、天栄村長、添田勝幸。

42ページをお願いいたします。

まず、第2表、繰越明許費でございます。

9款消防費、1項消防費、事業名、消防自動車購入事業、金額1,200万円。本事業につきましては、小型動力ポンプ付積載車の購入に当たり、当該車両の確保及び艀装が翌年度に繰越見込みのため、今回繰越明許を設定するものでございます。

次のページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正の追加でございます。

まず、1つ目が湯本デイサービスセンター管理業務委託、期間は令和8年度から令和12年度まで、限度額は3,500万円でございます。

2つ目ですが、天栄村農林水産物直売施設管理業務委託、期間は令和8年度から令和12年度まで、限度額は4,500万円でございます。

これらにつきましては、それぞれの施設の指定管理料に係る債務負担行為を設定するもので、来年度から5か年にわたり負担していくものとなっております。

債務負担行為の補正につきましては、以上でございます。

次のページをお願いいたします。

続きまして、第4表、地方債補正でございます。

まず、地方債の追加でございます。

起債の目的は、飯豊地区水路改修事業、限度額は400万円、起債の方法は証書借入れまたは証券発行、利率は年3.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率、償還の方法は政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債務者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、または繰上償還もしくは低利債に借換えすることができる。こちらの飯豊地区水路改修事業につきましては、緊急自然防止対策事業債の活用を見込んでおります。

続きまして、地方債の変更で、借入額の限度額の変更でございます。

まず、1の消防自動車購入事業につきましては、900万円から1,200万円。2の四十壇地区ため池改修事業につきましては、5,300万円から5,550万円。合計といたしまして、6,200万

円から6,750万円へ変更するものでございます。なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、変更はございません。

次のページをお願いいたします。

続きまして、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

14款分担金及び負担金、1項分担金、1目衛生費分担金、補正額1,167万円の増。こちらにつきましては、須賀川地方保健環境組合の過年度分担金の返還金でございます。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額126万円の増。こちらにつきましては、2節障害者福祉費負担金におきまして、更生医療給付費国庫負担金126万円の増でございます。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額1,238万円の増。こちらにつきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を、2節総務費補助金にて増額計上するものでございます。

17款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、補正額311万8,000円の増。こちらにつきましては、2節障害者福祉費負担金におきまして、更生医療給付費負担金63万円の増、9節災害救助費負担金としまして、令和7年2月の大雪によります災害救助費負担金248万8,000円を計上するものでございます。

2項県補助金、2目民生費県補助金、補正額7万5,000円の増。こちらにつきましては、4節児童福祉費補助金におきまして、ひとり親家庭医療費助成事業補助金7万5,000円の増によるものでございます。

4目農林水産業費県補助金、補正額150万円の増。こちらにつきましては、2節農業費補助金におきまして、中山間地域等直接支払交付金150万円の増によるものでございます。

続きまして、20款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額5,100万円の増。

23款村債、1項村債、1目総務債、補正額300万円の増、2目土木債、補正額400万円の増、3目農林水産業債、補正額250万円の増。こちらにつきましては、各目とも先ほど地方債補正で説明をいたしました各種事業に係る地方債の増によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございますが、今回の補正のうち、2節の給料及び3節の職員手当等につきましては、人事院勧告に基づく給料表の改定による所要額の増でございますので、それぞれの目における説明は割愛をさせていただきます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、補正額47万1,000円の増。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額468万4,000円の増。こちらにつき

ましては、18節負担金、補助及び交付金におきまして、住宅用防犯カメラ設置事業補助金25万円を増額計上するものでございます。

5目財産管理費、補正額150万円の増。こちらにつきましては、庁舎内の施設修繕費150万円を増額計上するものでございます。

続きまして、7目支所及び出張所費、補正額49万9,000円の増。

11目物価高騰対応重点支援給付金給付事業、補正額1,238万円の増。こちらにつきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とし、令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税の定額減税実施に伴いまして、定額減税し切れない方に調整給付金を支給するもので、令和7年6月定例会にて議決をいただきました補正予算額に、今回の支給見込額分を増額計上するものでございます。

2項徴税費、1目税務総務費、補正額141万2,000円の増。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、補正額40万円の増。

続きまして、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額127万円の増。こちらにつきましては、19節扶助費におきまして、ひとり親家庭医療費助成事業で15万円を増額計上するものでございます。

5目障害対策費、補正額266万3,000円の増。こちらにつきましては、19節扶助費におきまして、更生医療給付事業で252万円の増及び重度心身障害者医療費助成金の精算返納金といったしまして、22節償還金利子及び割引料にて14万3,000円を計上しております。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額45万7,000円の増。

3目保育所施設費、補正額108万1,000円の増。

3項国民年金費、1目国民年金費、補正額52万9,000円の増。こちらにつきましては、12節委託料におきまして、国民年金システム改修業務委託料32万2,000円の計上でございます。

続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額610万8,000円の増。こちらにつきましては、18節負担金、補助及び交付金におきまして、公立岩瀬病院への負担金の増に伴いまして、469万7,000円を増額計上するものでございます。

2目予防費、補正額3万6,000円の増。こちらにつきましては、母子保健衛生費国庫補助金の額の確定に伴いまして返納金が生じたため、22節償還金利子及び割引料で3万6,000円を計上するものでございます。

3目環境衛生費、補正額62万5,000円の増。こちらにつきましては、簡易水道事業繰出金及び二岐専用水道特別会計繰出金の増に伴い、27節繰出金62万5,000円を計上しております。

3項上水道費、1目上水道施設費、補正額132万7,000円の増。こちらにつきましては、水道事業会計繰出金の増に伴い、27節繰出金132万7,000円を計上しているものでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、補正額140万5,000円の増。

続きまして、3目農業振興費、補正額1,060万7,000円の増。こちらにつきましては、旧季の里天栄の不動産鑑定評価業務委託料35万円及び農林水産業直売施設修繕工事に係る設計業務委託料70万円、工事請負費755万7,000円、中山間地域等直接支払交付金200万円の増額計上でございます。

5目農業施設費、補正額1,276万円の増。こちらにつきましては、農業施設の維持工事請負費といたしまして1,000万円の増、今坂の四十壇地区のため池を改修する工事費といたしまして250万円の増及び農業集落排水事業繰出金としまして26万円の増額の計上でございます。

6目水利施設管理費、補正額16万5,000円の増。

7目国土調査費、補正額36万1,000円の増。

9目地域農政特別対策推進活動費、補正額250万円の増。こちらにつきましては、18節負担金、補助及び交付金におきまして、申請予定者の増に伴いまして、農業経営規模拡大支援事業補助金を200万円、園芸作物拡大支援事業補助金を50万円増額計上するものでございます。

2項林業費、1目林業総務費、補正額205万円の増。こちらにつきましては、鳥獣捕獲の数量増加見込みによりまして、18節負担金、補助及び交付金におきまして、被害防止緊急捕獲等対策事業補助金205万円を増額計上するものでございます。

続きまして、7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費、補正額12万円の増。こちらにつきましては、18節負担金、補助及び交付金におきまして、申請予定者の増に伴いまして、住宅用太陽光発電システム設置費補助金12万円を増額計上するものです。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、補正額20万5,000円の増。

2項道路橋りょう費、1目道路維持費、補正額1,544万4,000円の増。こちらにつきましては、14節工事請負費におきまして、村道の維持工事請負費1,500万円を増額計上するものでございます。

2目道路新設改良費、補正額459万2,000円の増。こちらにつきましては、12節委託料におきまして、飯豊地区水路改修実施設計業務委託料400万円を計上でございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額546万7,000円の減。こちらにつきましては、12節委託料におきまして、遠距離通学バス委託料570万9,000円の減及び18節負担金、補助及び交付金におきまして、給付型奨学金180万円の減額を計上するものでございます。

2項小学校費、1目学校管理費、補正額356万2,000円の増。こちらにつきましては、14節工事請負費におきまして、小学校の校舎等修繕工事請負費といたしまして320万円を増額計上するものでございます。

3項中学校費、1目学校管理費、補正額292万1,000円の増。こちらにつきましては、14節

工事請負費におきまして、中学校の修繕工事請負費といたしまして265万円を増額計上するものでございます。

続きまして、4項幼稚園費、1目幼稚園費、補正額197万9,000円の増。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、補正額19万4,000円の増。

6項保健体育費、4目天栄体育施設費、補正額140万円の増。こちらにつきましては、総合農村運動広場照明塔の点検業務委託料といたしまして140万円を増額計上するものでございます。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額26万3,000円の増。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 初めに、52ページの12節委託料、不動産鑑定評価業務委託料は、これは何の委託料ですか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

こちらの委託料は、旧道の駅季の里天栄の不動産鑑定委託料となっております。こちらは、現在、旧道の駅の季の里天栄の利活用について模索しているということで、先日一般質問において回答させていただきましたが、今後、具体的にその利活用について検討していくために、その施設の市場価値、価格に基づいた客観的な価値を評価するために不動産鑑定業務を委託するものでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 了解しました。

次に、18節農業経営規模拡大支援事業補助金は、これは何人に幾らぐらいずつ、人数は何人なんですか。どういうのに補助を出すんですか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

こちらは、農業経営規模の拡大を行う農家さんに対しまして、農業機械、設備等の補助を行うものでございます。

今回の補正予算にかかる人数ですが、2軒の農家さんから、2件要望が上がっております。

なお、今回の導入される機械につきましては、乾燥機1台。あと、自走ラジコン動噴機ということで、こちら田んぼのカメムシの防除をするための動噴機械、こちら1件となっております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 了解いたしました。

その下の園芸作物拡大支援事業補助金、これはどんなふうにする補助金ですか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

こちらの天栄村園芸作物拡大支援事業補助金につきましては、村が指定する園芸作物、キュウリ、アスパラ、ナス、ネギ、豆類のこちらの農産物を生産する場合に、その農業施設の補助を行っております。

今回は、キュウリの生産者から1名、栽培用のハウスの新設の要望がございました。そちらの予算を計上したところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 金額でいくら補助するというのを細かく教えてください。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 大木伸一 登壇〕

○産業課長（大木伸一） お答えいたします。

こちらキュウリ用の栽培用ハウスで、面積が193平米。補助の対象経費が158万円。そのうち補助率3分の1で、こちら50万円補助する内容となっております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 了解しました。

あともう一点、54ページ、14節工事請負費、天栄中学校校舎等修繕工事請負費、これ天栄中学校は新しいんじゃないですか、まだ。どんなところを工事するんですか。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 小山泰明 登壇〕

○教育課長（小山泰明） お答えいたします。

天栄中学校の体育館におきまして結露が発生しておりますことから、その対策として、エア送風ファンを設置する工事、その分の費用として計上してございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 結露とはどこが結露したんですか。体育館でそういう結露が起きるんですか。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 小山泰明 登壇〕

○教育課長（小山泰明） お答えいたします。

体育館の天井のはりの部分なのですが、そちらのほうがか結露し、水滴が床に落ちるといった状況であることから、その対策として送風ファンを設置するものでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 了解しました。

あともう一つ、その上なんですけれども、牧本小学校校舎等修繕工事請負費、あと湯本小学校校舎等修繕工事請負費、150と170、どこを修理したんですか。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 小山泰明 登壇〕

○教育課長（小山泰明） お答えいたします。

湯本小学校、牧本小学校、それぞれにおきまして、高圧ケーブルや高圧区分開閉器といった設備が経年劣化しておりまして、そちらを更新するための費用としてそれぞれ計上しているものでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） ちょっともう一回細かく説明してもらえますか。ちょっと分かりにくいんですけれども。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 小山泰明 登壇〕

○教育課長（小山泰明） 大変失礼いたしました。

牧本小学校と湯本小学校なのですが、高圧区分開閉器というものがございまして、こちらキュービクルの近くにある設備でございます。こちら、電気を切ったり流したりする部分の機械でございます。そちらと高電圧の電気を配電するためのケーブル、こちらのほうが耐用年数のほうを過ぎ、経年劣化していることから、波及事故などが起こらないように今回更新を行うものでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 了解しました。

以上で終わります。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） 54ページの12節委託料の遠距離通学バス委託料というのが570万9,000円減額になったんですけれども、そちらの減額になった理由をお聞かせください。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 小山泰明 登壇〕

○教育課長（小山泰明） お答えいたします。

委託料についてでございますが、本年10月から湯本地区オンデマンドバス交通実証運行が開始されたことに伴いまして、これまで運行してまいりました湯本幼稚園及び湯本小学校に通う子どもたちの通園通学バス、こちらにつきまして、本年9月をもって運行を終了したことから、通園通学バスの委託料について減額補正するものでございます。

○議長（大須賀溪仁） 1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） ありがとうございます。

オンデマンドバス開始したからということで、減額になったということのを了承しました。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 51ページの衛生費、保健衛生費の中の18の公立岩瀬病院企業団不採算医療負担金、この不採算医療負担金というのはどういうことなんでしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） お答えいたします。

こちらの不採算医療負担金につきましては、公立病院の中でも、主に医師確保費用、あと共済組合の費用と、医師の児童手当、あと周産期医療に関する経費とか、主に医師のほうの人件費分の経費を、須賀川市、鏡石町、玉川村、天栄村で分担して支払うものであります。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 分かりました。

もう一点、52ページの農業振興費、季の里天栄の直売所の施設工事請負費並びに設計業務委託料なんですけれども、これ全員協議会で村長のほうからもいろいろご説明を受けました。ただ、受けたんですけれども、まだ腑に落ちない部分があります。

まず、1つは、トイレと休憩室の間の遮音について一体どういうふうな工事をしたのか。その遮音に対してどういうふうな工事をしたのかというのを、村長は、第三者の設計業者かどっかに見てもらったというふうなことをおっしゃいましたが、それについて、見てもらった報告書等々をやっぱり我々見ないとなかなか納得できないということと、トイレの下の、これもよく分からないですけれども、水が漏れているんじゃないかと、入ってくるというようなこと。これも、季の里天栄の建設の設計の段階、それから土地の調査の段階でどのぐらい分かっていたのか、設計の方が。設計業者が。その辺もまだ納得いかないんですよ。きちっと調べて建てるべきだと思うんですけれども、その辺が納得できないので、それらについて

も多分見てもらったというふうなことなので、第三者の機関による調査というか、その結果をぜひ見せていただきたいということです。よろしくお願いします。

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議いたします。

（午後 2時35分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時12分）

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 農林水産物直売所季の里天栄の補修工事に関しましては、急を要する工事ということで了承いたしました。

以上で終わります。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第3、議案第17号 令和7年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） 56ページをご覧ください。

議案第17号 令和7年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和7年度天栄村国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額6,047万3,000円のうちで、歳出を補正する。

令和7年12月2日提出、天栄村長、添田勝幸。

58ページをご覧ください。

歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

診療施設勘定、歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、補正額47万5,000円の増。こちらは福島県人事院勧告に伴う一般職及び会計年度任用職員の給料等の引上げ改定による増であります。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、47万5,000円の増。

説明は以上であります。ご審議の上、議決を賜りますようお願いいたします。

大変失礼いたしました、47万5,000円の減であります。以上であります。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第4、議案第18号 令和7年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） 59ページをお願いいたします。

議案第18号 令和7年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和7年度天栄村二岐専用水道特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ330万8,000円とする。

令和7年12月2日提出、天栄村長、添田勝幸。

61ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額60万5,000円の増。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、補正額60万5,000円の増。こちら二岐配水池において流入電動弁が故障したため施設修繕費を計上させていただきました。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第5、議案第19号 令和7年度天栄村介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 芳賀信弘 登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘） 62ページをお願いいたします。

議案第19号 令和7年度天栄村介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和7年度天栄村介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額7億2,461万7,000円のうちで、歳出を補正する。

令和7年12月2日提出、天栄村長、添田勝幸。

64ページをお願いいたします。

歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳出、2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費、補正額301万2,000円の増、7目介護予防サービス計画給付費、補正額34万2,000円の増。こちらにつきましては、要支援の方が利用するサービスに要する経費の見込み増による増額でございます。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、補正額335万4,000円の減。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第6、議案第20号 令和7年度天栄村水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） 65ページをお願いいたします。

議案第20号 令和7年度天栄村水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

（総則）

第1条、令和7年度天栄村水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条、令和7年度天栄村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款上水道事業収益、第2項営業外収益、補正予算額132万7,000円の増、第2款簡易水道事業収益、第2項営業外収益、補正予算額2万円の増。

支出、第1款上水道事業費用、第1項営業費用、補正予算額24万8,000円の増、第2項営業外費用、補正予算額107万9,000円の増、第2款簡易水道事業費用、第2項営業外費用、補正予算額2万円の増。

令和7年12月2日提出、天栄村長、添田勝幸。

68ページをお願いいたします。

令和7年度天栄村水道事業会計補正予算実施計画説明書によりご説明申し上げます。

収益的収入及び支出。

収入、1款上水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金、補正予算額132万7,000円の増。

2款簡易水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金、補正予算額2万円の増。

支出、1款上水道事業費用、1項営業費用、4目総係費、補正予算額24万8,000円の増。
こちらは職員給与等の改正に伴う人件費に係る所要額の増でございます。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱費、補正予算額107万9,000円の増。こちら
企業債利息の確定による増額でございます。

2款簡易水道事業費用、2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱費、補正予算額2
万円の増。こちらにも企業債利息の確定による増額でございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第7、議案第21号 令和7年度天栄村下水道事業会計補正予算に
ついてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 関根文則 登壇〕

○建設課長（関根文則） 69ページをお願いいたします。

議案第21号 令和7年度天栄村下水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

（総則）

第1条、令和7年度天栄村下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところに

よる。

(収益的収入及び支出)

第2条、令和7年度天栄村下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款農業集落排水事業収益、第2項営業外収益、補正予算額26万円の増。

支出、第1款農業集落排水事業費用、第1項営業費用、補正予算額22万7,000円の増、第2項営業外費用、補正予算額3万3,000円の増。

令和7年12月2日提出、天栄村長、添田勝幸。

71ページをお願いいたします。

令和7年度天栄村下水道事業会計補正予算実施計画説明書によりご説明申し上げます。

収益的収入及び支出。

収入、1款農業集落排水事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金、補正予算額26万円の増。

支出、1款農業集落排水事業費用、1項営業費用、3目総係費、補正予算額22万7,000円の増。こちらは職員給与等の改正に伴う人件費に係る所要額の増でございます。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱費、補正予算額3万3,000円の増。企業債利息の確定による増額でございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎陳情審査報告

○議長（大須賀溪仁） 日程第8、陳情審査報告を議題といたします。

陳情については、さきの6月定例会で継続審査となっておりました事件2件と、本定例会初日に総務常任委員会並びに産業建設常任委員会に付託となっておりました事件4件、計6件について、各委員長からの審査の結果を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長からの報告を求めます。

総務常任委員会副委員長、小山議員。

〔総務常任委員会副委員長 小山克彦 登壇〕

○総務常任委員会副委員長（小山克彦） 令和7年12月4日、天栄村議会議長、大須賀溪仁様。
天栄村議会総務常任委員会委員長、吉成邦市。

陳情審査報告書。

本委員会に付託の陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、天栄村議会会議規則第95条の規定により報告します。

受理番号、付託年月日、件名、審査結果、委員会の意見、措置の順に申し上げます。

受理番号3。

令和7年3月4日。

国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての陳情。

継続審査。

政府において、司法制度や立法政策に与える影響及び実施体制等を検討している段階であることから、その議論等を参考に審査するため。

受理番号4。

令和7年3月4日。

国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出についての陳情。

継続審査。

政府において、現在も議論を交わしているところであり、その動向を参考に審査することとするため。

受理番号10。

令和7年11月7日。

院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整備のため、診療報酬・介護報酬など公定価格の引き上げを求める意見書の提出について。

不採択。

サービス利用者の負担の増加や保険料の上昇などの「公定価格」の引上げは国民の実質的な可処分所得が減少することから、慎重に検討を重ねる必要があるため。

受理番号11。

令和7年11月7日。

物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書の提出について。

採択。

2025年度の年金額改定はプラスとなったものの、消費税のほか、後期高齢者の医療費窓口負担、介護保険料や国保税の値上げなど社会保険料が増え、物価高騰などもあり、年金生活者は苦しい生活を余儀なくされている。年金受給者の生活悪化を受け、物価高騰に見合った年金額引上げが必要であるため。

地方自治法第99条に基づく意見書提出。

以上です。

○議長（大須賀溪仁） 報告が終わりましたので、受理番号3、国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出の陳情について、総務常任委員会委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件は委員長報告のとおり継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

続いて、受理番号4、国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出についての陳情について、総務常任委員会委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件は委員長報告のとおり継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

続いて、受理番号10、院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整備のため、診療報酬・介護報酬など公定価格の引き上げを求める意見書の提出について、総務常任委員会委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件は委員長報告のとおり不採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

続いて、受理番号11、物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書の提出について、総務常任委員会委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件は委員長報告のとおり採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

続きまして、産業建設常任委員会委員長からの報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、円谷議員。

〔産業建設常任委員会委員長 円谷 要 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（円谷 要） 令和7年12月4日、天栄村議会議長、大須賀溪仁様。

天栄村議会産業建設常任委員会委員長、円谷要。

陳情審査報告書。

本委員会に付託の陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、天栄村議会会議規則第95条の規定により報告します。

記。

受理番号、付託年月日、件名、審査結果、委員会の意見の順に申し上げます。

受理番号8。

令和7年9月4日。

大規模太陽光発電（メガソーラー）に関する意見書を県に対して提出することを求める陳情。

採択。

大規模太陽光発電（メガソーラー）は、開発に伴い、自然環境や景観、災害の誘発などの諸問題が発生し得る。そのため、大規模太陽光発電に関する規制の必要性が認められるため。

地方自治法第99条に基づく意見書提出。

受理番号9。

令和7年11月7日。

最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書の提出について。

採択。

最低賃金の引上げのためには、中小企業・小規模事業者に対する、政府の抜本的支援が不可欠であり、2020年代に全国平均1,500円の達成に向け、中小企業・小規模事業所への支援策を抜本的に拡充・強化し、最低賃金を引き上げやすい環境整備が必要であるため。

地方自治法第99条に基づく意見書提出。

○議長（大須賀溪仁） 報告が終わりましたので、受理番号8、大規模太陽光発電（メガソーラー）に関する意見書を県に対して提出することを求める陳情について、産業建設常任委員会委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件は委員長報告のとおり採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

続いて、受理番号9、最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書の提出について、産業建設常任委員会委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件は委員長報告のとおり採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◎各委員会閉会中の継続審査申出

○議長（大須賀溪仁） 日程第9、各委員会閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

初めに、議会運営委員会委員長、次に総務常任委員会副委員長、続いて産業建設常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長の順に申出願います。

議会運営委員会委員長、服部議員。

〔議会運営委員会委員長 服部 晃 登壇〕

○議会運営委員会委員長（服部 晃） 令和7年12月4日、天栄村議会議長、大須賀溪仁様。

天栄村議会運営委員会委員長、服部晃。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）本会議の会期日程等議会運営に関する事項の審議及び決定並びに委員会運営に必要な調査研究。

2、理 由 地方自治法第109条第3項に基づく審査及び調査のため。

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思いをいたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、総務常任委員会委員長からの申出を許します。

総務常任委員会副委員長、小山議員。

〔総務常任委員会副委員長 小山克彦 登壇〕

○総務常任委員会副委員長（小山克彦） 令和7年12月4日、天栄村議会議長、大須賀溪仁様。

天栄村議会総務常任委員会委員長、吉成邦市。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

1、事 件（1）総務常任委員会所管業務に係る、調査研究及び広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

ただいま総務常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、産業建設常任委員会委員長からの申出を許します。

産業建設常任委員会委員長、円谷議員。

〔産業建設常任委員会委員長 円谷 要 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（円谷 要） 令和7年12月4日、天栄村議会議長、大須賀溪仁様。

天栄村議会産業建設常任委員会委員長、円谷要。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）産業建設常任委員会所管業務に係る、調査研究及び広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

ただいま産業建設常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、議会広報常任委員会委員長からの申出を許します。

議会広報常任委員会委員長、馬場議員。

〔議会広報常任委員会委員長 馬場吉信 登壇〕

○議会広報常任委員会委員長（馬場吉信） 令和7年12月4日、天栄村議会議長、大須賀溪仁様。

天栄村議会広報常任委員会委員長、馬場吉信。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）議会広報発行のための、取材並びに編集及び調査研究。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

ただいま議会広報常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思いを。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

本定例会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。

ここで追加議案が3件ございますので、この際、日程に追加し、議題としたいと思いを。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程及び追加議案を事務局に配付させますので、暫時休議いたします。

（午後 3時48分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時49分）

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第10、発議案第1号 大規模太陽光発電（メガソーラー）に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

9番、円谷議員。

〔9番 円谷 要 登壇〕

○9番（円谷 要） 発議案第1号 大規模太陽光発電（メガソーラー）に関する意見書の提出について。

この議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和7年12月4日。

提出者 天栄村議会議員 円谷 要

賛成者 天栄村議会議員 服部 晃

賛成者 天栄村議会議員 馬場吉信

天栄村議会議長、大須賀溪仁様。

提出の理由です。

東日本大震災に伴う原発事故の発生により、原子力発電に替わり太陽光発電等の再生可能エネルギーによる新たな電源開発が進められた。

しかし、大規模太陽光発電は、森林伐採による自然破壊や災害のリスクの増加など諸問題が発生している。

福島県民の生命・財産・安全を守るため、地方自治法第99条の規定に基づき、福島県に意見書の提出をするため。

意見書送付先

福島県知事

福島県議会議長

なお、意見書については別紙のとおりであります。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第11、発議案第2号 最低賃金を引き上げやすい環境整備のため、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

9番、円谷議員。

〔9番 円谷 要 登壇〕

○9番（円谷 要） 発議案第2号 最低賃金を引き上げやすい環境整備のため、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書の提出について。

この議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和7年12月4日。

提出者 天栄村議会議員 円谷 要

賛成者 天栄村議会議員 服部 晃

賛成者 天栄村議会議員 馬場吉信

天栄村議会議長、大須賀溪仁様。

提出の理由です。

福島県の最低賃金は、令和8年1月1日から、時間額1,033円に引き上げられるが、最低賃金の引上げのためには、中小企業・小規模事業者に対する、政府の抜本的支援が不可欠であり、政府も「2020年代に全国平均1,500円」の達成に向け、最大限の取組を集中的に行う方針を確認しており、早急にすすめることが求められている。

最低賃金を引き上げやすい環境整備の実現のために、中小企業・小規模事業者への支援策

を抜本的に拡充・強化を図るべく地方自治法第99条の規定に基づき、国に意見書を提出するため。

意見書送付先

内閣総理大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

なお、意見書については別紙のとおりであります。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第12、発議案第3号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

1番、齋藤議員。

〔1番 齋藤寿昭 登壇〕

○1番（齋藤寿昭） 発議案第3号 物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書の提出について。

この議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和7年12月4日。

提出者 天栄村議会議員 齋藤寿昭

賛成者 天栄村議会議員 吉成邦市

賛成者 天栄村議会議員 小山克彦

天栄村議会議長、大須賀溪仁様。

提出の理由です。

2025年度の年金額改定は物価と賃金がともにプラスで、賃金が物価を下回るため、67歳以下の改定率、68歳以上の改定率ともに名目賃金変動率の2.3%を適用した。

67歳以下、68歳以上の改定者ともに1.9%のプラス改定になったが、物価との関係で見れば、実質的には0.8%の減額となり、公的年金は13年間で実質8.6%の減額となった。

この間、消費税や後期高齢者の医療費自己負担額は増額され、介護保険料や国保税などの社会保険料も増え、物価高騰などもあり、年金生活者の所得は大きく目減りしている。

年金支給額の年金額の引上げは生産と流通を活性化させ、広く地域経済に好影響を及ぼすことから地方自治法99条に基づいて国に対し意見書を提出するため。

意見書送付先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

なお、意見書については別紙のとおりであります。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
-

- 議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

以上で本定例会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会することにしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。
よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。
-

◎招集者あいさつ

- 議長（大須賀溪仁） ここで招集者である村長から、閉会に当たり挨拶があります。
村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

- 村長（添田勝幸） 令和7年12月天栄村議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、12月2日から本日まで3日間にわたりまして、令和7年度一般会計補正予算をはじめ、村政当面の重要案件につきまして慎重なご審議を賜り、厚くお礼申し上げます。

本日成立を見ました補正予算、さらには会期中に賜りましたご意見やご提言を踏まえ、引き続き各種施策に全力で取り組んでまいります。

間もなく年の瀬を迎え、何かと慌ただしい時期となりますが、議員の皆様方におかれましては、健康に留意され、村政に対しなお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

- 議長（大須賀溪仁） これで招集者挨拶を終わります。
-

◎閉会の宣告

- 議長（大須賀溪仁） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、令和7年12月天栄村議会定例会を閉会いたします。
大変ご苦勞さまでございました。

（午後 4時00分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和8年 2月24日

議 長 大 須 賀 溪 仁

署 名 議 員 馬 場 吉 信

署 名 議 員 服 部 晃

参 考 资 料

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
議案1号	天栄村税条例の一部を改正する条例の制定について	12月3日	原案可決
2号	諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定について	12月3日	原案可決
3号	天栄村県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について	12月3日	原案可決
4号	天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	12月3日	原案可決
5号	天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	12月3日	原案可決
6号	天栄村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	12月3日	原案可決
7号	天栄村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12月3日	原案可決
8号	天栄村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	12月3日	原案可決
9号	議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12月3日	原案可決
10号	村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12月3日	原案可決
11号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12月3日	原案可決
12号	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12月3日	原案可決
13号	財産の取得に関し議決を求めることについて	12月3日	原案可決
14号	湯本デイサービスセンターの指定管理者の指定について	12月3日	原案可決
15号	天栄村農林水産物直売施設の指定管理者の指定について	12月4日	原案可決
16号	令和7年度天栄村一般会計予算について	12月4日	原案可決

議案番号	件名	議決月日	結 果
17号	令和7年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について	12月4日	原案可決
18号	令和7年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算について	12月4日	原案可決
19号	令和7年度天栄村介護保険特別会計補正予算について	12月4日	原案可決
20号	令和7年度天栄村水道事業会計補正予算について	12月4日	原案可決
21号	令和7年度天栄村下水道事業会計補正予算について	12月4日	原案可決

議 員 提 出 議 案

議案番号	件名	議決月日	結 果
発議1号	大規模太陽光発電（メガソーラー）に関する意見書の提出について	12月4日	原案可決
2号	最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書の提出について	12月4日	原案可決
3号	物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書の提出について	12月4日	原案可決

陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
8	令和7年 9月4日	大規模太陽光発電（メガソーラー）に関する意見書を県に対して提出することを求める陳情	福島県岩瀬郡鏡石町不時沼217番地1 よしだ総合診療・在宅ケアクリニック内 福島県地方自治研究会 会長 吉田 孝司	産業建設 常任委員会

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
9	令和7年 11月7日	最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書の提出について	福島県須賀川市南町 336番地 岩瀬・須賀川地方労働組合総連合 議長 堂脇 和秀	産業建設 常任委員会
10	令和7年 11月7日	院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整備のため、診療報酬・介護報酬など公定価格の引き上げを求める意見書の提出について	福島県須賀川市南町 336番地 岩瀬・須賀川地方労働組合総連合 議長 堂脇 和秀	総務 常任委員会
11	令和7年 11月7日	物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書の提出について	福島県福島市舟場町3 番地26 全日本年金者組合福島 県本部 執行委員長 佐藤 征司	総務 常任委員会

陳 情 審 査 結 果

受理番号	付託年月日	件名	結 果
3	令和7年 3月4日	国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての陳情	継続審査
4	令和7年 3月4日	国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出についての陳情	継続審査
8	令和7年 9月4日	大規模太陽光発電（メガソーラー）に関する意見書を県に対して提出することを求める陳情	採 択
9	令和7年 11月7日	最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、中小企業・小規模事業者支援の拡充を求める意見書の提出について	採 択

受理番号	付託年月日	件名	結果
10	令和7年 11月7日	院所・事業所の継続とケア労働者が働き続けられる環境整備のため、診療報酬・介護報酬など公定価格の引き上げを求める意見書の提出について	不採択
11	令和7年 11月7日	物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書の提出について	採択